

第二十六回国会 内閣委員会議録 第二十一号

(三六五)

昭和三十二年三月二十九日(金曜日)
午前十時二十八分開議

出席委員

相川 勝六君

理事大平

正芳君

理事床次

徳二君

理事福井

順一君

理事保科善四郎君

理事山本

正一君

理事石橋

政嗣君

大坪

保雄君

大村

清一君

北崎

哈吉君

眞崎

勝次君

山本

桑吉君

飛鳥山

一雄君

森本

悠藏君

横路

靖君

横路

節雄君

出席國務大臣

國務大臣

建設大臣

國務大臣

人事院総裁

内閣官房副長官

國務大臣

官房人事課長

外務事務官(大臣)

官房人事課長

文部事務官(大臣)

官房人事課長

農林事務官(大臣)

官房文書課長

官房人事課長

官房人事

○淡谷委員 そこが重要な問題であります。事實上は数年もしくは十数年連續しておる労働者がいる。それが定員法によって二ヵ月きりで首を切つてはまた頼む、また首を切つては頼む、そういう形にしますと一体どういう結果が招来されるか、なおこうしたいわゆる非常勤的常勤という人以外に、全く封建的な搾取状態におかれでおる多数の林野事務係の現職職員があるということは、何としてもあなたはいなまれないだろうと思う。これはございましょう、その点はどうです。

たい。一例を申し上げますと、たとえば三ヶ月以上継続雇用されまして、各月とも二十二日以内に支給されたとした場合、本人の失業保険金の日額が三百円であったため、退職金は失業保険金の十日分に該当する理由で、失業保険の金の支給日数から十日を差し引かれておる。それからこの失業保険金が支払われる場合に、普通の場合であれば翌日これは

のです。地元の労働者はこういう主任を何と言つておると申しますと、庄屋と言つておる。班長までが庄屋と呼ばれております。こういう労働の実態が枚挙にいとまないほどあるのでござりますが、こういう点は全然ないとあなたは仰せられるか。まだほかに例がたくさんあります。この点はどうですか。

○渋谷委員 私は両方の種類のものを一緒に申し上げております。あなたは二ヶ月雇用ということを言われますが、二ヶ月雇用といったはつきりしたものがありますが、それがないので、実際の定員不足を封建的な雇用方法によつてやつてゐる実例があることを認めなければならぬ。あなたではないと言うけれども、二ヶ月雇用というものはかに、こういう封建的雇用方法が現在まで休憩の労働者の間に行つて

日までの定員法を大へんに不合理なものにしていると思うのです。やはり職員の数が少く仕事が多くなつて、労働が過重になりますと、こういう雇用者は夫のうちの若干も実際にいては職員らしい仕事をする場合が間々あるのです。私が言つておりますのは山林労働者でありますけれども、山林労働者を使つております班長なんというのは、單なる雇用夫でありながら、実際においては何年も十数年も連続して職に従事しております、それが公務員の待遇を受ねる、からもう一つは雇用関係で

○岡部政府委員 お言葉をお返しする
ようであります、私は林野庁の職員
は、封建的の搾取を受けておるなどと
は考えておりません。

○淡谷委員 それでは実例を申し上げ
ます。はつきりした実例を申し上げま
すから、こういう事実があつたかな
かったか、責任ある御答弁を願いた
い。あなたがはつきり自信を持つて言
われるならば、具体的に例を申し上げ
ましょう。ただし、この資料は名前は
私持っておりますよ、名前は持つてお
りますが、この資料の名前を発表しま
すとすぐ首になるのです。そういうの
が第一封建的だ。労働組合の組織も持
たず、身分の保障もされていない。た
だ二ヶ月間勝手に雇用されたという第
一条件のために、これはすぐ解雇されま
す。私は手元にはありますけれども、
この席上で姓名を発表しませんが、無
責任な資料ではございません。まずこ
の人たちが頼まれていまして、恩給、
退職金、そんなものはむろん適用され
ない。それから雇用関係なども全く正
規の雇用関係になつていない。この事
実があることをまず申し上げておき

が、これらの労働者には早いので一ヶ月後になつてようやく支給されておる状態だ。これはまだ軽い方なんです。氣の毒なのは公務災害の場合です。御承知の通り林野事務関係の労働者というものは、大へんに危険な仕事をしております。この人たちには労働基準監督署の管轄外になつておるというので、公務災害がほとんどやみにはうむられておる。幾ら監督署に泣きついても、権限外であるという言で断わられてしまつておる。そんな状態で泣き寝入りになつておる場合が大へん多いのです。

さらに安全競争といふ無災害を記録するための競争が行われておりますが、この競争なども、とても自衛隊の死の行軍とまではいきますまいけれども、かなり峻烈な方法でその安全競争をやらせまして、万一一の競争がうまくいかない場合に、主任が成績を上げるために、公務災害にかかっても、かかつたと言わないでくれと強制しているのであります。もしそれをしいて申し出せば直ちに首を切るか、次には雇わない。二ヶ月ですから簡単にできる

私が第一に申し上げたいと思いますのは、二ヵ月以内の期間を限つて雇用される常勤労務者といわれますものは、きのうから御説明申し上げております通り、一般職給与法の適用を受けまして、何級何号という格付けになつておりますので、お示しのような事例に該当するものはない、こう今でも私は思つております。それから今お示しのような事例に該当するものがありとすれば、いわゆる非常勤職員で、日々雇い入れられているもので、その職種がどういうものかにつきましては、今お示しがなかつたのでわかりませんが、あるいは炭焼きであるとかきこりであるとか、いろいろな種類があろうかと思うのであります。これは林野事業につきまして、いろいろな職種につきまして原始的な形態があるわけであります。そういうような原始的な形態の職員について労働基準法を適用しないで、國家公務員法一本でいくことが果して合理的なのかどうかということは、私きわめて検討の余地はあるうかと思うのでありますが、その種類についても封建的搾取と言えるかどうかと

現役幹部林野の勞働者の間に行われる
いる例はやっぱり認められると思う。
これがあなたは合理的だと言われます
けれども、予算などの関係でして定
員のワクを狭めて、実際に必要な労働
者や職員を入れないことに起因してい
る、こういう点はいかがですか。

○岡部政府委員 林野特別会計に雇用
される職員というものは職種がきわめ
て多いのであります。これは時節に
よって違いますが、その事業費により
まして雇用される職員というものは、
林野庁の定員約二万人以外に、ときには
よりましては十五、六万、少い月でも
十万を割ることはないとと思っておりま
すが、これらは全く賃金形態の非常勤
職員でありまして、いかなる場合にお
きましても、これを国家の行政機関を
構成する公務員として、定員のワクの
中に入るべき職種のものとは、われ
われも考えたことがございませんし、
当局も考えておりませんし、組合側も
そういうようなことを考えてないわけ
でありまして、これは全く役所の構成
員以外に考えるべき職種、こういうよ
うに考えております。

○岡部政府委員 林野事業につきましては、これは御承知の通り公労法の適用を受ける職員が大部分でありますて、むしろ公務員法一本を適用するよりも、賃金その他勤務条件の形態につきましては、団体交渉によつてやる方が望ましい。しかも林野特別会計によつてこれを経理するのだということになつておりますので、このような事業量に応じまして絶えず増減します職員、すなわち年間絶えず季節的に増減している職員が今お示しの職員の大部分でありますので、そういう職員を定員で規制するということは、これは実情に合わないこと、はなはだしいものに基く勤務条件から割り出されてやると思うのであります。先ほど申しました通り、これらの職員の勤務条件及び労働量に伴う人数その他の、団体交渉によっては、こういう封閉的な労働状態がなくなってしまう。そういう点はどうです、その点のものと考えはどうですか。

日までの定員法を大へんに不合理なものにしていると思うのです。やはり職員の数が少く仕事が多くなつて、労働時間が過重になりますと、こういう雇用者が過重になりますと、夫のうちの若干も実際においては職員者でありますけれども、山林労働者を使つております班長なんというのは、單なる雇用人夫でありながら、実際においては何年も十数年も連続して職についておりますが、それが公務員の待遇を受けないからこういう雇用関係になつてしまふ。そういう点はどうですか、仕事が非常に多くなつた場合は、必要な職員はやはり公務員法によりまして正規の公務員に雇われた方が、私はこういう封建的な労働状態がなくなくなるものと考えておりますが、その点の考え方はどうですか。

○渋谷委員 私の言い方が悪いのかあなたの方の聞き方が悪いのかわかりませんが、さっき言った通り、本来ならば公務員になるべき人間が公務員にならない、そして実際は公務員の仕事をしている事実があるということは、これは一体何に起因するかと申しますと、定員法に縛られてそういうものを公務員にするわけにいかない、いかないから公務員ならざるものに公務員の仕事をなってしまう。何ら監督も受けない、恩恵も与えられないような状態になってしまって、そう私は考えるのです。者との雇用関係が非常に封建的なものになってしまいます。何ら監督も受けない、恩恵も与えられないような状態になってしまって、今片島さんからもその例があるということを言つておられます。実際は公務員が労働者を雇用するので、その公務員が労働者を同じ悩みがあると思う。特に農林省では、これはいかがですか。特に農林省の仕事はそうですが、建設省も同様で、これが手不足なために、現場の仕事を公務員になれないような班長というようなものに頼んで、これに労働管理をさせている例が非常に多いのです。この班長というのは、あなたがおっしゃいましたような、現実は決して短かい雇用じゃない。中には長いのは二十数年なんというのもあるのです。こういうのはむしろ公務員として、はつきり監督もし統制もして労務管理に当らした方が、はるかに合理的な森林労働者の待遇ができると考えるのでです。そういう点を私は聞いているのです。

君が数十年、あるいは親子代々にわたって營林局に勤務しているという実態も承知しておるわけであります。これらの中員といふものは、その選別を事務官、技官にするのがいいのか、あるいは具体的に申せば、御本人が工合が悪いときもすこさんのがかわりに出られるというようなことも実際にやつておるようであります。そういうようないいのかということは、これはやはりに実際その現場で都合よく働いて、しかも勤務条件がいいようにできる方がいいのかとすることは、あらぬ問題であるわけでありまして、従つて一つの組ができればそこに班長もできましようし、そういうようなこともある程度まで、適当な監督組織のもとにそういう監督グループもできることだらうと思うのです。それらの職員をすぐ定員の中に入れるのがふさわしいかどうかということは、これはなお検討の余地があろうと思つております。

体的な営林署の名前がみんな出ておるのです。これは申しませんが、こういう労働関係を起すのは、あなたのおつしやるような親子代々漫然として、役所と実際の労務者との間の労務管理に当るべき公務員が公務員の資格を与えられていないことに起因すると私は信じます。あなたはそれをまだ疑つておる程度なんですが、明らかじゃないですか。十数年後所の仕事をしながら、恩給ももらえない、退職手当ももらえない、こういうことになるならば、仕事をあるうちにできるだけ搾取しておこうといったような考えになるのは当然だと思う。その点はどうです。

○岡部政府委員 この営林署の現場に使用される労務者というものは、地元の農村生活と密接な関係があるわけであります。生活がその地方の農村にあるというよくなために、親子二代にわたって営林局に使用されているというような例があるわけでありまして、これは他の職種と違うためにこういうことが出て参つているわけであります。これは国鉄で親子二代が使われるというのとちょっと違うかと思いますが、必ずしも淡谷さんのおつしやるようにつづけた封建的だときめつけるわけにもいかないだろうと私は思います。そういうふうに地元と密接な関係がありながら、しかもその雇用形態というものを合理化する余地は、私はあろうと思つております。

○淡谷委員 私はあなたと封建制についての議論をここでしようと思いませんけれども、具体的な例を言うと、営林署が三百三十四日分の稼働日数に相当する賃金を払つているのに、そうした公務員ともつかない庄屋ともつかな

い、あなたのおっしゃる非常に農村に密着した合理的な制度かもしれませんけれども、そういう人が百十八日の質金しか労働者に払っていない、こういうような不明朗さがある。これは親子代々使っている人にはよく現われることなんですが、これもやはり肯定されますが。一つや二つじやありませんか。一つや二つじやありませんか。こういう雇用関係においてはしばしば出てくるのです。これも、封建的じやありませんというならそれでいいでしょう。封建的でなくともいいが、こういう事実をあなたたは許されますか。こういう事実が起る根本の原因を、定員法の方からもう一べん考慮される気持はございませんか。

○岡部政府委員 おそらく政府のいろいろな職種のうちにおきまして、林野関係の職種がいいとか悪いとかは別問題として、一番原始的な形態を持つてゐる部面が多いということは、淡谷さんの御指摘の通りに私も十分認めたいと思っております。従いましてそういう意味におきまして、その雇用形態を合理化する余地がきわめて多いということもあるらうかと思うのであります。林野関係の組合が終戦後結成以来努力している一つの重点も私、そこにあると承知しております。この問題は林野とおられますのが、なお改善する余地がある当局も努力しているように私承知しております。もちろんそれに関連して定員法についても影響するところがあらうかと思つておりますので、ここ数年いろいろな基準ができまして改善が著しいと思つておりますが、その点は御意見を十分尊重いたしたいと思っております。

○淡谷委員 今度は封建的でなく原始的と変りましたけれども、それはどちら

うな不明瞭な労働雇用関係、中間に資金を搾取するような機構を入れておいて、林署の署長の何かの関係で、局長の指令を受け、山一つ焼って、國へ代金を納めないようなまことに近代的な營林署も實際にあるのです。これは会計検査院の報告にある、いわんや全く公務員の監督も受けないような班長が自由に人夫を雇用し首を切る、こういった形のものがいつまでもあつていいとはどうしても考えられません。あなたたちは林野庁で逃げられますけれども、他の場合もたくさんある。さつきもあなた方が言いましたけれども、食糧庁の場合を見ましても、検査員が検査に行く場合に名前がなければ都合が悪いから名前をもらって行くというのでしよう。名前だけはもらいますが、この人は正員法に縛られて正規の職員になつていません。私は林野庁だけだと云はれなかつた結論が出ていないのは非常に残念になりますか。林野庁で逃げられますけれども、各省にあるのです。

究いたしまして、定員に繰り入れるとか、ほとんど同じ待遇をやっているのをございますから良心的な解決をして、来国会ぐらいには御審議願いたいと思っております。淡谷委員のいろいろ御熱心な御研究も承わりましたので、せいぜい来国会ぐらいにはその点で皆様の御審議を受けたい、りっぱな計画を持つて参りたいと思っておりますから、どうかその点は一つよろしく御了解をお願いしたいと思っておるのをございます。

る。その点はどうなんですか。さつき二十九年で整理は一応断行されたといふ。農林省の仕事はふえているにもかかわらず、定員は決してふえていない。これは予算の関係でしようか。その点を確かめておきたい。

の犠牲者だと私は思うのです。これははつきりわかっていると思いますが、結構的に申し上げまして、結核によると長期欠勤者は、二十七年から三十二年までどのような趨勢になつておりますか。これを伺つてみたい。

○岡部政府委員 公務員全般におきまして、戦後特に結核に起因する——これは戦時中からでありますか、戦時中から結核に起因する長期欠勤者が多くなりましたので、戦時中、昭和十九年でありますか、次官会議の決定で、特に一年間の有給休暇を認めるというよう

いう結核に限らずさまざまな間違いも起るし、結核になりたくないと思えばあるいは獄獄をやるかもしれない。何とかして自分の生活を保護したいといふ考えがある。私は、もつと大胆率直に現在の定員数では少い、こういう觀点にお立ちになりますのが、この問題を開拓していく基本的な線だと思いますが、その点まで断言できませんか。

○岡部政府委員 この点はきわめて大きな問題でありますて、ここで私からかれこれ申し上げるわけには参りませんが、行政事務が教導してくるといふ

るあなたがおっしゃられたような、安い職員を使つてそして仕事を糊塗していこうという著しい傾向があるわけだと私は思う。その点はそうお考えにならぬか。

ら非常に政治性を持つてると私は思っていますので、率直に私からもお尋ねしたいのですが、これは定員法改正の問題じやないのです。現在の定員法のワクの中に実際に必要な定員が組めないというのは、最近の農林当局が要求を入れられるほど強さがない点にあるのじやないかと私は思うのです。一面からいうならば、大蔵省が予算の関係上からだけ見て、各省のさまざまなお要求にそろばんの上で大切なをふるうという根本問題に私はなつてくると思う。この際審議したいのは、あなた方もつるし上げられるとかなんとかいうのではなくて、実際に臨時雇用の問題、非常勤の問題は、人數はほしいのだが、予算の関係上人數が取れないからやむなくこうしているのか、実際に必要がなくて首を切ったのか、こういう点は私はむしろ次官から率直に答弁してもらいたい。どうしても必要がないというのであれば、私はまた文句があります。必要はあるのだが大蔵省との予算折衝の面で何としても定員外にしておくというのであれば、これはまた別に考えがあ

フーヴァー委員会によつていろいろな機構改革と申しますか、大整理と申しますが、いろいろやつた例がありますが、フーヴァーは越たびもその委員会に起用されていろいろなアメリカの整理をやつたことも聞いておるのでござります。必要がないから切ったのか、予算が足りないから切ったのか、その点になると非常なめんどうな問題になるのでございますが、やはりそこいらは、私は何も公務員に過労をしているような意味では毛頭ないのでございます。科学的な働きようと申しますが、やりようによつて現在の職員でもまかない不得るものだ。そうした正式に定員にも入れていいものを、あえて常勤の労務者その他にしておるというのは、それはその関係にある者の努め方が足りないといえどいか、もつとはつきりした定員なら定員に繰り入れていいものじやなかろうかと考えておる次第であります。

な措置をとったこともあるくらいであります。それで、この長期欠勤者を防止するために、各省とも健康管理にきわめて意を注いでおるのでありまして、近来におきましては、特に結核に基く長期欠勤率の多いという職場におきましても、その改善率が著しいものがあるのであります。が、それでも、昨日も申し上げました通り、現在各省を通じまして年間七八千の長期欠勤者があり、人事院の調べによりますと、八七、八%までは結核に起因するものでありますので、この点は今後も健康管理にさらに意を注ぎまして、これを改善する必要があるう、こう考えております。

○渋谷委員 やはり理屈はいろいろつきますけれども、結局起つてきておる問題は過重労働による健康の犠牲なんあります。これは起つてからあわてもしようがない。どんなに数字をくつてみましても、農林省の仕事といふのはちつとも減つていなことは事実なんです。仕事は減つていないので定員を減らすという基本的な線に、こう

ことは厳たる事実であります。ことに
閣後の行政事務の激増というものは、
私は著しいものであると思うのであり
ますが、ただ仕事がふえるから漫然と
安い賃金の人間を雇えばいいというよ
うな傾向は、むしろ攻めなければなら
ないのでございまして、仕事を合理化
し機械化するあるいは事務手続を改善
するという方向、それから職員が鍛練
する、有能な職員を雇い入れるという
ことによつて行政事務を処理していく
のが、むしる根本態度ではなかろう
か、人間だけをふやすということは下
の下策である、私はこう考えており
ます。

○渋谷委員 あなたがそうおっしゃら
れるのがむしろ現在の姿ではないです
か。仕事がどうにもならないから、臨
時雇用の職員というものでまかなつて
おる。普通の職員では長い間勤めるな
らいろいろ手当も出さなければならな
いし、昇給もしなければならない。
二ヵ月交代ならば、二ヵ月の臨時雇用
ができるのだから、それが数年続こう
が、十数年続こうが、臨時雇用として
もつていこうという態度の中に、むし

についてはこういう臨時の職員につきべきである。しかし臨時の職員につきましては、临时職員というものは政府、民間を通じましていろいろ問題があることは承知しておりますが、話が順序をそりますからそれはやめるといつたましまして、政府に関する限りは、臨時の職員につきましても本職員と同じような条件で給与法の適用を受けて同じように格付けをしておるわけでありまして、決して低賃金という意味を持っているわけではありません。

○淡谷委員　それでは、その臨時の職種というものを大体お調べがあると思いますが、臨時雇用の職種の表と人數などを御説明願いたい。

○岡部政府委員　常勤労務者は各省を通じまして六万人おります。しかもこの職員は各省にまんべんなくおりますが、その一番多いのは、今問題になつております農林省、建設省、運輸省、北海道開発庁の公共事業に従事している職員でございます。それからそのほかの各省におきましては、これはいろいろな職種がある。厚生省におきましては、あるいは病院療養所のつき添い婦

六

そういうようなものも二千余人常勤労務者になつておるはずでございます。その職種につきましてはきわめて千差万別と申していいと思つております。

ありまして、むしろ食糧事務所の第一線はかえつて仕事がふえているといふことを困つて訴えていることは私承知しております。大臣が見えておりまますから、どうかまたあとからこ頃へまいり

がだんだん減っている形が多い。この定員法によらざる職員の数がずっと増してきているのです。この結果、仕事の大へんに混乱しまして、特に林野関係の仕事、公其土木関係の仕事、これら

にもおそらく話が出たと思いますけけれども、公務員調査室の任務になつていて、公務員調査室が何ゆえにできたんだというと、これは御承知と思いますけれども、調査会を作つて結論を得て

あなたの言われる通りに、ある程度
れを定員の方に組み入れるという方
に進むものと信じております。ただ
具体的のこまかいことは申しませ
が、大きな筋道はそういう方向に進

あなたとの質疑はこの辺で——あなた
の答弁はもつとつくるのがほんとうで
しうが、あなたたははつきりした自信
を持ってこうやる——千差万別である

○渋谷委員 そう逃げられても迷惑がす
わけにいきませんから、もう一步突つ
込んでいきます。

がだんだん減っている形が多い。この定員法によらざる職員の数がずっと増してきているのです。この結果、仕事が大へんに混乱しまして、特に林野関係の仕事、公共土木関係の仕事、これは建設省の関係もありますが、こういう関係の労務雇用を担当する面におきましては、不明朗な事件が出る可能性が多く非常に多い。定員法を改正すること

にもおそらく話が出ただと思いますけれども、公務員調査室の任務になつてしまふ。公務員調査室が何ゆえにできただかというと、これは御承知思ひますけれども、調査会を作つて結論を得てお行しよう、実行するについては、調査室という専門の部屋を設けてその調査室にかかるうといふので、その当時人事院を中心として、人事行政について昭

あなたの言われる通りに、ある程度
れを定員の方に組み入れるという方
に進むものと信じております。ただ
具体的のこまかいことは申しませ
が、大きな筋道はそういう方向に進
でおりまます。今申しました通り真剣
話ですから、この点は一つ御了承を
願いたします。

にならぬ。私たちは具体的に数字を抑えまして、これはあなたの方の見解とは違うかもしませんから、私は確かにおきたいのですが、農林省関係だけでも現在定員法のワク内に入れていゝ者が約三万四千名あるという調査が私のところに来ておる。あなたは、臨時の仕事だから臨時でいいといったふうにお答えになつておりますけれども、具体例を申し上げるならば、一体最近の麦類の検査の数が、昭和二十二年から三十年までの間にどの程度に増加しておるか抑えられておりますか。これは検査の例だけです。

人事院から、現在雇用している定員外職員の実態は正職員と何ら異なるものではないといったような判定書が提出されたのです。それからこの要類の計数なども、あなたは漠然とされましたが、私の方の調べたものだけでも、ずっとパーセンテージが上ってきていました。約二倍近い検査数量があるのに、人はふやかないし、定員外でやっている。こういう形ではまことにこれは残念しそうです。むしろ策心にたえない。職員を犠牲にするか、仕事を犠牲にするか、国政を紊乱するか、こんな結果しか出ないので。私は、

圧縮して、現在の臨時雇用なども認められて、ほんとうの定員は減らそうといふ含みがあるのかないのか。むしろ現在の定員法で、必要に応じてこの定員を増すという方向をとられるのか、どっちか、私は大臣にはつきりした御答弁を願いたいと思う。

○大久保国務大臣 今年度の定員法の改正につきましては、一番最初に説明いたしました通り、努めて必要な部分だけにとどめる。ことに現業的の仕事に重きを置いて査定するという方針のもとに査定したので、結局のところ約三千人ばかり増員してしまったといふ

な人が集まつて、おそらく二年ない
三年の予定をもつてこの人事行政を匠
づけようとしてかかっている。今年そ
の調査の結果現われましたのが給与改
訂であります。まゝ先に給与の改
訂を片づけ、それから後に公務員全部の問
題に入ろう。公務員全部の問題は
題に入りまして、なかなか問題は複
雑です。任用の問題、資格の問題、
あるいは服務の問題、懲罰の問題、
あるいは退職手当の問題、雇給の問題等、
非常に問題がからまつてきまして、
して、この問題を二、三年で解決せ
ざるかどうか疑問でありますけれど

けれども、大臣にもう一点だけ御答
願いたい。それは定員法を改正しま
ても、調査室を設けましても、根本
な認識に食い違いがありますと、む
ろマイナスが起りこそそれ、絶対ブ
スにならないというのは、われわ
の調べによりますと、現在農林省が
万四千名持っております定員外の
員、しかもこれは人事院の判定によ
りますと、むしろ定員にするのがいい
いう判定がある現実、これは政府は
体どうなると思っているかといふ
題、さつきも御答弁がありましたが
結核の患者があふえてきている、さま

この點政府は問題とされ、これが要するに食糧事務所の定員の問題であります。御承知の通り、食糧事務所に二万五千人の定員外の職員がおり、そのほかに約三千人の常勤労働者がいるわけでありまして、麦類につきましては、間接統制になりましてからも、かえつて麦の買い入れ数量が増加している。従つて世間が言うように、主食の統制がゆるんだのだから仕事が非常に減ったのじやないか、食糧事務所の職員の仕事が減つて、人間が余つてきているんじやないかといふ意見に対しましては、決して麦類が間接統制に移りましてから減っているということは言えないのです。

非常に忠実なことはわかりますけれども、大臣に一つ政治問題として要約してお尋ねしておきたい。さつきからあなたの方留守中に次官並びに説明員の方にいろいろ伺つておいたのですが、私は農林省の関係の点について質問しております。大臣にこれをむしろ要望しております。いろいろ聞いてみますと、農林省の中でもさまざまな仕事、あるいは統計事務にしましても、検査官にしましても、改良普及の仕事にしましても、非常に立ちおくれた農村をもとり返すためには仕事がふえてきておるにかかわらず、この定員法による職員

これは今年度の査定方針でありまして、今あなたの言われました常勤労務者の問題、続いて常勤的非常勤者の問題、これはもうここ数年来の長い間の論議の種になつてゐる問題です。この中にどうぞは実を申せば普通の公務員と同様の仕事をしている者があるのです。人間から見てもそういううつぱな人がありましても、年限から見ても長くやっている人もある。これらの待遇については何とかしなければならぬということは、一般的の世論です。しかも公正な世論だろうと私は思つてゐる。そこでこれをどう解決するかというものが、これは前

づけよう、まつ先に今年は給与問題を解決しようというので、給与の案を上りえず作りまして、議会の御審議を願っているような次第でありますて、この次にきますのが、おそらくこのなみ務員の問題に入ると思います。でありますから、今検討中でありますから――これは常套語で検討中といふ水々しいことは申しません。ほんとうのことと言ふのであります。ほんとうに検討中であります。一年か二年――二年かかるといでおそらくこの問題は問題になつて必ず案が出て、政府案として提案されると思ひます。その方向は、おそらく

健康、生活方面に現われてきて、いろいろさつき次官が御答弁できないといふで保留しておきましたが、正直言て、農林省といわす、各官庁を通じもつと定員はほしいのだが、大蔵省らの圧迫があるので、遺憾ながらこの辺で定員をとめておくのだという点あるんじゃないですか。私はそれをどうしろと言うんじやない。けれども、その根本方針があるならば、定法の改正よりも、あるいは調査室よりも、現実の問題としてもつと合理的な定員増加をするのが政府の任務であつて、私は思う。さつきの大臣の御答弁

聞きますと、これはほめるわけじやございませんが、今までの答弁よりははあるかにはつきりしている。この際私は大臣の責任において、大蔵省との折衝もありましようけれども、今の定員は遺憾がなら自分たちの要求より少いのだから、これを増す方針であるということを御確認願いたい。それで私はやられます。

○大久保国務大臣 ただいまのお尋ねでございますが、全面的にあなたの満足する案ができるかどうか、私は保証できませんけれども、少くともあなたが希望しておる方向に進むことは間違いないございません。なおさき申しまして通り、現在の調査室は私は信用しております。相当の秀才ぞいで、時世も相当了解しておる人間であります。この方々の作った案はそう間違はない。けれども、私どもあなたも協力しております。相手の秀才ぞいで、時世も相当了解しておる人間であります。

上げましてこの点については終ります。

○相川委員長 森本靖君。

○森本委員 時間もないようですか。質問も簡潔にやりますので、答弁も簡潔にお願いしたいと思います。すべての官公署の中で、看護婦用の定員は大体どのくらいありますか。

○岡部政府委員 お尋ねがはつきりしなかつたのですが、たとえば国立病院療養所の看護婦の定員のことです。

○相川委員長 森本君に申し上げます

が、予算の数字の問題は、あるいは急に答弁できぬかもわかりませんから、文書をもって御質問になつて、そしてそれをあとで聴取する、この方が便利かもわかりません。

○森本委員 だから、私が質問しておることがわからなければわらぬといけだから、わからなければわらぬと

回答でいいということを言っておるわ

う回答をしてもらつた方がいいのです。

○岡部政府委員 今手元に資料ございません。

○森本委員 そこでお聞きいたしますが、この看護婦については、各行政機関における看護婦の場合と、それから

國立病院の看護婦の場合と相当違ふところがありますが、行政官庁における看護婦

の定員を漸次非常勤に切りかえいつつ、そうして医師の定員とこれを切りかえをしていく、こういう方向に今の

思ひますが、行政官庁における看護婦は、その他の職員の厚生施設として若干の施設を持っておりまして、そこには医師、看護婦がいるわけであり

ますが、これは大体昔の嘱託医——昔は嘱託医と言っておりましたが、その例にならいまして、非常勤職員あるいは常勤労働者という形で数名ずついるのが例でございます。

○森本委員 簡単に御答弁願いたいと申すのは、今言つたように、国立病院

系統の看護婦何ぼと、それから各行政機関における看護婦が何ぼと、その回答だけでいいのです。わからなければ

わかぬと、そういう回答でいいのです。

○相川委員長 森本君に申し上げます

が、予算の数字の問題は、あるいは急に答弁できぬかもわかりませんから、文書をもって御質問になつて、そしてそれをあとで聴取する、この方が便利かもわかりません。

○森本委員 だから、私が質問してお

ることがわからなければわらぬといけだから、わからなければわらぬと

回答でいいということを言っておるわ

う回答をしてもらつた方がいいのです。

○岡部政府委員 今手元に資料ございません。

○森本委員 そこでお聞きいたしますが、この看護婦については、各行政機

関における看護婦の場合と、それから

國立病院の看護婦の場合と相当違ふところがありますが、行政官庁における看護婦

の定員を漸次非常勤に切りかえいつつ、そうして医師の定員とこれを切り

かえをしていく、こういう方向に今の

思ひますが、行政官庁における看護婦は、その他の職員の厚生施設として若干の施設を持っておりまして、そこには医師、看護婦がいるわけであり

ますが、これは大体昔の嘱託医——昔

は嘱託医と言つておりますが、その

例にならいまして、非常勤職員あるいは常勤労働者という形で数名ずついるのが例でございます。

○森本委員 全体の意向といふことなしに、各省

それぞれの意向によつてそれはやる。そこで各省それぞれによつてそれは是正することができます。こういうことに考えていいわけですか。

○岡部政府委員 その通りでござい

ます。○森本委員 それならば、各省の問題

については、またあとで他の委員会でやりたいと思いますが、ちょっと定員法の今回の改訂の中特にお尋ねしておきたいことがあります、運輸省の

中の航空管制における増員というの

これに出でておりますが、これははどういう意味ですか、ちょっと御説明願いたい

ります。○岡部政府委員 航空管制は飛行場のタワーから航空交通を管轄するのであ

りますが、これは戦後司令部が担当しておりますが、これが國におきましてそ

れに必要な要員ができ次第わが國が引き継ぐということになりまして、現在

年次計画をもつてその要員を養成して

おります。約六百七十名くらいの職員

を必要といたします。その半数以上

が養成できておりまして、ことしもそ

こに書いておりますように、六十名の

増員を願つておるわけであります。こ

れが昭和三十四年に完成する今の計画

であります。

○森本委員 この案で見ると六十名と

いうことであります。そうすると

院以外のところはそういう方向に向つておるのではないか。

○岡部政府委員 政府全体としては必ずしもそういう方針はとつておりますが、なほその事情もありまして、そういう方向があることを認めます。

○森本委員 そうすると、これは政府

が運輸省の所管における國立病院

の定員を漸次非常勤に切りかえいつつ、

そうして医師の定員とこれを切り

かえをしていく、こういう方向に今の

思ひますが、國立病院は別として、

そういう厚生省の所管における國立病

院以外のところはそういう方向に向つておるのではないか。

○岡部政府委員 政府全体としては必ずしもそういう方針はとつておりますが、なほその事情もありまして、そういう方向があることを認めます。

○森本委員 そうすると、これは政府

が運輸省の所管における國立病院

の定員を漸次非常勤に切りかえいつつ、

そうして医師の定員とこれを切り

かえをしていく、こういう方向に今の思ひますが、國立病院は別として、

そういう厚生省の所管における國立病

院以外のところはそういう方向に向つておるのではないか。

○岡部政府委員 政府全体としては必ずしもそういう方針はとつておりますが、なほその事情もありまして、そういう方向があることを認めます。

○森本委員 そうすると、これは政府

が運輸省の所管における國立病院

の定員を漸次非常勤に切りかえいつつ、

そうして医師の定員とこれを切り

かえをしていく、こういう方向に今の

思ひますが、國立病院は別として、

そういう厚生省の所管における國立病

院以外のところはそういう方向に向つておるのではないか。

○岡部政府委員 政府全体としては必ずしもそういう方針はとつておりますが、なほその事情もありまして、そういう方向があることを認めます。

○森本委員 そうすると、これは政府

が運輸省の所管における國立病院

の定員を漸次非常勤に切りかえいつつ、

そうして医師の定員とこれを切り

かえをしていく、こういう方向に今の

思ひますが、國立病院は別として、

そういう厚生省の所管における國立病

院以外のところはそういう方向に向つておるのではないか。

○岡部政府委員 政府全体としては必ずしもそういう方針はとつておりますが、なほその事情もありまして、そういう方向があることを認めます。

○森本委員 そうすると、これは政府

が運輸省の所管における國立病院

の定員を漸次非常勤に切りかえいつつ、

そうして医師の定員とこれを切り

かえをしていく、こういう方向に今の

思ひますが、國立病院は別として、

そういう厚生省の所管における國立病

院以外のところはそういう方向に向つておるのではないか。

○岡部政府委員 政府全体としては必ずしもそういう方針はとつておりますが、なほその事情もありまして、そういう方向があることを認めます。

○森本委員 そうすると、これは政府

が運輸省の所管における國立病院

の定員を漸次非常勤に切りかえいつつ、

度と予定しているわけであります。

○森本委員 だから毎年々々六十名ないし七十名程度養成していくと思うんです。その養成期間はおそらく半年なり一年で済むと思うのですが、一年済みます。

○森本委員 三十五年でございま

ります。

○岡部政府委員 その通りでござい

ます。

○森本委員 それならば、各省の問題

については、またあとで他の委員会で

やりたいと思いますが、ちょっと定員

法の今回の改訂の中特にお尋ねして

おきたいことがあります、運輸省の

中の航空管制における増員というの

これに出でておりますが、これははどういう意味ですか、ちょっと御説明願いたい

ります。

○岡部政府委員 だから、私が質問してお

ることがわからなければわらぬといけだから、わからなければわらぬと

回答でいいということを言っておるわ

う回答をしてもらつた方がいいのです。

○岡部政府委員 今手元に資料ございません。

○森本委員 そこでお聞きいたしますが、この看護婦については、各行政機

関における看護婦の場合と、それから

國立病院の看護婦の場合と相当違ふところがありますが、行政官庁における看護婦

の定員を漸次非常勤に切りかえいつつ、

そうして医師の定員とこれを切り

かえをしていく、こういう方向に今の

思ひますが、行政官庁における看護婦は、その他の職員の厚生施設として若干の施設を持っておりまして、そこには医師、看護婦がいるわけであり

ますが、これは大体昔の嘱託医——昔

は嘱託医と言つておりますが、その

例にならいまして、非常勤職員あるいは常勤労働者という形で数名ずついるのが例でございます。

○森本委員 簡単に御答弁願いたいと申すのは、今言つたように、国立病院

いうものは、すべて電波に関する事項のものであります。ところが、その電波の関係の監督官庁というものは郵政省である。そうなると、航空業務ということについて、今日の航空業務の空は全部米軍の管制下であります。ところが米軍が行なつてくると、ころの電波というものは、日本に返還をされておるものであります。それを向うさんが利用しておるという格好になつておるわけであります。そこで特に行政管理庁長官としてお聞きしたいのは、この電波、放送というような問題が今日郵政省が監督官庁としてあるわけであります。ところが今回の定員法の改定では、電波放送に関する増員は一名もなされておらぬ。今日のテレビ、放送、無線、こういうところの日々の電波の状況を見ると、もう日進月歩であります。相当進んできておる現状にあるわけです。ところがこれが全然増員されておらぬということでも、電波管理の事務当局としても非常に困つておるというのが実情であります。さらに日本の民間テレビにいたしまして、電波管理の事務局によく聞いてもらいたいのですが、そういう電波とか放送とかいう問題の定員を討議する場合に、郵政省において具体的に定員問題だから、管理庁長官によく聞いておるふうに要求するかといふことを討議する省議がある場合に、その省議に参画するものが郵便を取り扱うところの郵務局長、これは電波放送について全然関係のない人であります。それから簡易生命保険、郵便年金を扱うところの保険局長、それから郵便貯

人々が集まつて省議を行つわけです。今放送界の一番問題になつておりまするテレビのチャンネル・プラン等について、行政機構についての問題を考えるところの管理庁長官としては、こういう行政のあり方について一体どう考えるか、定員にも関係がありますので、やはりこの問題を考えて、定員の増加はあります。

○大久保国務大臣 尋ねてみますと、電波に関する職員は今年はふえてないそうです。昨年度においてふやけているそうです。今年度はますふやけない、現情のままでやつてもらいたいのか、定員にも関係がありますので、特に私は管理庁長官にお聞きしたいと申します。

定員に関する討議の機関、これは私まかることは実は知りませんけれども、もしそこに欠陥がありますならば、調査の上に欠陥がないようにいたいというので、定員の増加はありますせん。

○森本委員 電波という問題は、特立日本にとって一番重要な問題であります。特に大東亜戦争等に従事して、電波が一番の日本の敗因だ。今日放送電波がこれだけ発達をしてきている。外国においては電波省というようなものもあるのでございますが、一番大事な電波というものが郵政省の――郵政省というのは大体郵便貯金、保険、郵便などを扱うのですが、こういう機関の中にはじんまりとあるわけです。そういうところからいろいろな問題に及してきている。こういうところの郵政省としては何か考えなければならぬ長官としては何か考えなければならぬ

本の電波の発展ということを考えませんか。将来の日本に……。

○大久保國務大臣 電波の問題は、たゞいまお話を通りであります。実は私は公安委員長をしておりますので、私の方にも電波の関係者がたくさんあります。電波の議義は一通り聞いていますのであります。しかしあなたの方が詳しいようでありますけれども、将来はあなたの方ばかりでなく、私の方もあるいは運輸省関係、あるいは防衛省関係、總括して何らかの機關を作らる時代がくるではないかと思ひます。が、そういうように感じております。

○森本委員 これはあなたの方とか私の方とかいうことじやない。公安委員会の警察の電話も、鉄道の電話も、すべて電波監理局が管掌している。この省の電波監理局が一元的に監督をしては、それが警察廳なり鉄道がやつておるのでも、その波の割当をどうするとか私のところとかいうことじやない。すでにそれだけの監理をしているわけです。それだけの監理をしている電波監理局というものが、郵政省の内局で小じんまりしている。そういうことでは、日本の将来の電波の問題が非常に憂慮せられる。これがおそらく電波省とかあるいは別途の官庁であれば、今回の定員の改定についても、相当地定員改定ができるであろうと考へますけれども、そういう面で影が薄れてしまつて、定員が全然ふえておらぬといふことも考へらるわけです。だからさういう面における総合的な日本の

○大久保國務大臣 御承知の通り、将来の問題としては重要な問題でありますから、おそらくその機関はもと拡張され、もっと整備される方向に進むと思います。従つてそれに要する人員も相当にならぬではないかも存じます。

○森本委員 それではもう一つお聞きしたいわけでありますが、先ほど來の質疑応答で、この定員法というのはもと従業員の首を切るために作ったものでありますて、當時世紀の悪法というように言われたわけであります。私もその定員法で首を切られた一人であります——もともと當時の長官も落選をいたしましたが、それは別といたしまして、ともかくこの定員法が現業官庁にとりましてはかなり悪法であることは事実であります。私は一般会計の適用される官庁が、一応定員法というワクにおいて行われることも、定員が適正であるならばある程度やむを得ないと考えられますけれども、特別会計の現業官庁においては、定員法で定員を縛ることはどうも納得しかねる点があるわけであります。だから特別会計の現業官庁等においては一応三公社と同じよう定員法のワクをあはずす。その場合でも予算の給与額のワク内においては定員を抑えることはできるわけですから、定員法のワクをあらずしても何ら差しつかえない、こういうことになるわけでありますが、長官とし

○森本委員 定員法からはずす考えは持つておらぬと言いますけれども、一般会計の各行政機関の定員と、特別会計によって独立採算制をしられておる現業官庁とを同一の定員法によつて律するということは、どうもおかしいじやないですか。

○大久保国務大臣 いろいろ理屈、反対論はあると思いますけれども、たゞいまのところ現状で差しつえないと思ひます。

○森本委員 理屈、反対論じやないのです。これは現実の問題として言っておるわけです。たとえば今まで國鉄にしても電電公社に至ても一応定員法の中にあつた。ところが公社になつて定員法からはずされた。そこで今の行政機関の中で一番大きな定員をかかえているのは郵政省なんです。しかし郵政省は現業官庁として独立採算をやつて、一般会計には迷惑はかけておらぬ。そういうことになつてくると、その年次々々の経済情勢によつて事業の拡張を考えいかなければならぬわけです。そういうふうな経済力の発展に呼応して事業が伸びたり縮んだりするところの現行官庁の定員を、一般会計における行政機関の定員と一緒に縛つておかなければならぬという理屈はどこにありますか。

○大久保国務大臣 事業の大小あるものは盛衰に従つて人を増減すると言ひますけれども、今日の日本の公企体においては、そう減らしたという例はあるまい知りません。ほとんど一般官庁並

みに扱つておおり、またそういうふうに実行しておるようと思われます。

○森本委員 私の質問に対する答弁にはならぬですよ。郵政省のような現業官庁では減つていく場面もあるのであります。六百何名というのは——たとえばいなかの郵便局で電信電話も郵便も全部一緒にやつてあるところが、経済力の発展によつて電話が独立した局になった場合には、その人間は全部電公社の定員になつてゐる。そうすると、郵政省の定員はそれだけ減つてこなければならぬことになる。これはおそらく今後五年も十年も続いていくと思うのですよ。そういうことになつてくると、これは一般の行政関係の定員とはだいぶ違うわけです。あなたはにべもそつもなく、そんなことは考へておらぬというけれども、これは将来考究してみます。

○相川委員長 有馬輝武君。

有馬(輝)委員 それでは農林省の方から伺いますが、本年度も農林省はゼロになつてゐるわけですが、行管に対して何名要求されたか伺いたいと思います。

○松岡説明員 農林省といたしましては、当初予算定員の新規要求が八百七十七でござります。そのほかに常勤労働者九百七十、これだけを要求いたしました。

○有馬(輝)委員 その中に農地局の五百六十名といふものは含まれておりますか。

○松岡説明員 五百六十を含んでいまするはすであります。

○有馬(輝)委員 岡部さんに伺いますが、農地局のは単なる定員要求と違ひまして、予算が二十一億付された形

で新しい事業が計画されまして、八郎潟、庄内、鬼怒川、宮川、道前、道

御承知で、この点については手直するというお約束もあつたようでありますが、結論的にはゼロになつてゐる。

○有馬(輝)委員 これは常勤、非常勤の問題ではないと思うのです。新し

い事業所を起して予算もついており、それに対応する定員は何もない。これは普通の場

合と違つて、話がついているとか何とか違うと思うのであります。もちろんこ

れらの実態については岡部さんも十分

御承知で、この点については手直するというお約束もあつたようでありますが、この点については手直するというお約束もあつたようでありますが、この点については手直する

するといふことでございます。

○有馬(輝)委員 これは関係当局とも合つておるつもりでございます。

○有馬(輝)委員 これは常勤、非常勤の問題ではないと思うのです。新し

い事業所を起して予算もついており、それに対応する定員は何もない。これは普通の場

合と違つて、話がついているとか何とか違うと思うのであります。もちろんこ

れらの実態については岡部さんも十分

御承知で、この点については手直する

するといふことでございます。

○岡部政府委員 農地事務局関係の定員増につきましては、現在これに從

事しております、すなはち農業土木事務所におきましても、九

十三億の予算に対しまして、百四十名定員を認められたといふことと比べまして、実態的にも、また均衡的か

らいいましても、非常に不合理な点ではないかと思うのであります。その

点についてはどうなつておりますか。

○岡部政府委員 今のお尋ねの件に

つきましては、事情を私どもも十分当

て承知しております。このように膨大

な問題が切実な問題であるということ

は、私どもも十分承知しておりますた

めに定員増がなかつた。その定員増と

加の問題とからんでいる問題であります。

○有馬(輝)委員 この問題につきましては、そのようにお答えしたわけ

であります。

○有馬(輝)委員 この問題については

年度途中でも考慮されるというお含み

でございます。

○有馬(輝)委員 この問題については

御承知のように現在では三万人減らさ

れまして七万五千になつております。

○有馬(輝)委員 この問題については

御承知のように現在では三万人減らさ

れましたので、その理由は申し上げま

すが、この常勤労働者の定員化の問題に

つきましては、他の関係省との関係も

あり、先ほど申し上げました通り、

来年度の通常国会においては何とか解

決できるのではないか、ぜひ解決した

いという段階に入つておりますので、それまでがまんしていただくとい

うことについたわけでありまして、お尋ねの御趣旨は十分尊重しております。

○有馬(輝)委員 それでたゞいま

の五百六十六名の問題につきましては、三十二年度中には必ずはつきりさ

せるというふうに了解しておいてよろ

しくございますか。

か何とかいう性質のものではないといふふうに考えておりますが、これについて例年要求を抑えられてきた根本的な理由についてお伺いいたしたいと存じます。

○岡部政府委員 これは農林省ばかりではありません。各省すべて共通の問題でございますが、毎年々々定員の増加要求の趨勢は非常に各省はなはだしいものがあるのです。これを

できるだけ抑えるということ、これが政府として必要なことではなかろうか。これは非常に苦しい仕事であります。これが

なかなかついていっていただくといふことが、やはり極力政府職員の数といふ

ものを抑えて、できるだけ少い数で仕事を

つかなつて、できるだけ各省の納得を得ます。そのため、そういう点に

つきまして、できるだけ各省政府の態度であります。そういう点に

つきまして、できるだけ各省政府の納得を得ます。そのため、今のような定員の形になつております。

○有馬(輝)委員 これは大久保さんをお伺いしますが、昭和二十四年に十万人

をこえておりました農林省の定員が、機関において百三十五名でございま

す。それから地方官署が五百二十六名、林野庁が十二名、水産庁が四十七名、大体こういうものでございます。

○有馬(輝)委員 岡部さんにお伺いいたしますが、昭和二十四年に十万人

をこえておりました農林省の定員が、御承知のように現在では三万人減らさ

れました七万五千になつております。こ

の点につきましては、私がのうも申し

上げましたので、その理由は申し上げま

す。しかしおしゃるところの質と量

ませんけれども、少くとも岡部さんがしょっちゅうおっしゃるところの仕事

の質と量という点から見まして、私は

普查の実態にいたしましたが、被害調査その他の統計事務にいたしましたが、私はおつしやるところの質と量にまず適合するところの定員の要求といふものが、決して水増し要求であるとはほとんど倍近くになつてゐる。また

貰い入れ数量にいたしましても同様にござります。これに伴うところの保管、管理、輸送あらゆる仕事が累増したこと、参ることは御承知の通りでありますと、こういったことから考えてみますと、当時の仕事が二倍になつてゐる、定員は減らされておるというこの実態と、たとえばこれは例にあげて豊かなんですけれども、先ほど森本君が質問いたしましたところの郵政省の増員、これもやはり仕事の増に応じたところの当然の定員増であろうと思ひますが、一方では定員増がありながら、一方では仕事の量がふえているのに定員増がなされていない、こういった不均衡がどこから生じてきたのか、そこから辺について納得いく御説明をいただきたいと存じます。

だいま有馬委員から御指摘のありました妻の買い入れ検査関係の増加、これはその通りでございまして、その増加は十分認めているのでございますが、同時に、今の食糧管理制度全体といたしまして今二万二千人の職員が從事しておりますが、これは麦以外の主食の供出関係の事務その他につきましては、これは心理的にもあのころの状態に比べましてずっと勤務状態が楽になつてているという事実もあるはずございまして、そういうことも米、麥その他の穀類を全部勘案いたしまして、現在の定員でやれるのじやなかろうかと、いうような考え方で参つております。

○有馬(輝)委員 仕事の実態論をお話になると、議論になりまして非常に恐縮でございますが、岡部さんは郵政省や教育行政の面に比べて物量の増加がはつきり現われないとおっしゃるけれども、私は食糧事務所の一職員として、検査もやつてきたし、坪刈りもやつてきております。実際にやつてごらんなさい、一人の人間がやり得るものには限界があるのです。しかもそれもそれがかつての二倍にはつきり現われてきておるわけなんですよ。それではちょっと御説明にならないと思いますが、私はあなたの今おっしゃった言葉の中にも、きのうからちらちらと出てきておりますが、食糧管理制度に対する心理的な問題というようなこと、これについては私はよほど注意して発言していただきたいと存じます。

きのう申し上げましたように、ここで私はあなたと食糧管理制度のあり方、性格論に對して議論をいたしたいとは存じませんけれども、少くとも与党におかれましても、現在の管理制度とい

うものは維持していくくという建前に立って本年度の予算を組まれ、そのような方向で進められておるはずであります。もちろんこれはわが党におきましても、また与党内におきましても、いろいろと論議の存するところであります。しかししながら政府としては二つの方向というものがきめられておつてそのきめられた方面に従って現在仕事に従事いたしております。その実態がおっしゃるところの物量とともに過重負担になつておる。食糧事務所の職員を、岡部さん、よく支所、出張所に行って調べてごらんなさい、調査事務、買い受けの集計その他について、役所でできないから家に書類をかかえて持ってきてやつております。それによると、食糧事務所の出張所では三人か四人でやつております。そういう点を考慮されたならば今おっしゃったような議論は出てこないと存しますが、なおお詫び申す。食糧事務所についても同様であります。食糧事務所よりもっと少い人間で前時代的なものをやつておる。それによると、今度被害調査を県単位から郡単位におろしてやらなければならぬ、年々新規な統計の対象事務というものがふえてきておる、そのような実態についてもつて抑えられるというようなお言葉であります。されば、どうしても納得がいかないのでは戦後の供出制度の歴年の推移を見ますと、主食の供出が農民に無理にいります。

やいや供出させた時代に比べまして、
心理的にもその他にも非常に供出事務
 자체が楽になつてゐる、そういう面もあり
おいて負担が軽くなつてゐる面もあつ
ましよう、というそつちの方の趣旨によ
きよう申し上げましたので、食糧管
制度のことではございませんんで、こ
こは一つ大へん私誤解していただい
恐縮でございますが、そういう趣旨で
あります。

省といたしましても水増しして要求しておるわけではございませんし、そちらの点を十分御考慮の上、ただ単にこれが全体的に押さえていかなければなりません。それで以上申し上げませんけれども、農林省は割つていただけてこうでありますから、時間がござりますのであと五分くらいで終えます。が、大蔵省の常勤、非常勤の数は御存知の通りであります、この膨大な方程式は、実際税務行政その他をやつていかれる上において非常な障害になつておられるのじやないかと私は考えておりますが、この点についてはどうでしょうか。○谷村説明員 先ほどからいろいろお話を出しておりますが、常勤労務者であるいは非常勤の方々、そういう一般職員と若干違つた方が同じ職場におりますことは、確かに問題はあると思ひます。しかしこの問題をどういうふうに今後扱つていかかる、これはまだいま管理庁の方からも御答弁ございましたが、われわれとしてもよく実情を確かめまして扱い方を十分研究もしたいと思つております。現状におきましては、今の情勢でやつていただくよりやむを得ないと存じます。

○有馬(輝)委員 それからこれは派生的な問題でございますが、各地に非現業共済組合の寮がございます、それが、われわれとしてもよく実情を確かめまして扱い方を十分研究もしたいと思っております。現状におきましては、今の女子職員その他についてわざか四千

円ぐらいで、しかも十時間、十二時間労働をしておる実態は、谷村さんもよく御存じだと思います。そしてその人たちが一ヶ月か二ヶ月でどんどんやめていく、いわゆる賃金は低い非常にきつい労務をしられて、休暇もほとんどないという形でせつから入った者がもう次に行つたときにはいない

という事態が起きておることは御承知の通りでありますこの点についてあなた方はどういった基準でこういった職員を雇用しておられるのか、その点をお伺いいたしたいと存じます。

○谷村 説明員 ただいま御質問のありました点は、実は私率直に申して、そこまでよく承知いたしておりません。従いましてもしそういう事実がありますならばどうということであるか、よく非喫煙の方に聞いたとしてみたいと存じます。

○有馬(櫻)委員 その点谷村さん、皆さん方が言つておるにもかかわらず、そういうことが出先で行われておるかわかりませんというので、その点を十分調べまして、こういった異常なことが行われないよう研究しているだけだと思います。

非常に時間が制約されておるようありますから、まだいろいろお伺いしたいこともありますけれども、私の質問はこれでとどめさせていただきます。

○相川 委員長 他に質疑の通告もありませんので、これにて質疑は終了いたしました。

これより討論に入るのであります。が、別に討論の通告もありませんので直ちに採決いたします。本法律案に賛成の諸君の御起立を求めます。

○相川 委員長 起立総員。よって本附帶決議は可決いたしました。

なお、本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御採決いたしました。本附帶決議に賛成の一任願いたいと存じますが、御異議あ

〔総員起立〕

○相川 委員長 起立総員。よって、本法律案は全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

この際、自由民主党及び社会党共同提出の本法律案に対する附帯決議について飛鳥山一雄君より発言を求められております。これを許します。飛鳥

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相川 委員長 御異議なしと認めま

す。よってさよう決しました。

午後二時より再開することとし、こ

れにて休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

田君、

ております。これを許します。飛鳥

宅金融公庫、日本住宅公團、日本道路公團、日本國有鐵道、日本專賣公社又は日本電信電話公社」を「公共團體等」に、「所管行政に係る事項に関する技術者」を「所管行政に係る専門の技術及び事務を担当する職員等」に改め、同条第二十六号の五中「その敷地及び建築資材」を「そ

の敷地、建築資材及び建設工事用機械」に改め、同条第二十九号中「技術者」を「建設省の所管行政に係る専門の技術及び事務を担当する職員等」に改め、同条第二十六号の五

中「その敷地及び建築資材」を「そ

の敷地、建築資材及び建設工事用機械」に改め、同条第二十九号中「技術者」を「建設省の所管行政に係る専門の技術及び事務を担当する職員等」に改め、同条第二十六号の五

事務のうち測量に関する技術者の養成及び訓練に関するもの」を削る。

第八条第一項中「河川工作物」の下に「及び建設工事用機械」を加え、「並びに技術者の養成及び訓練」を削る。

第九条の次に次の一条を加える。

(建設研修所)

第九条の二 建設研修所は、第三条午後四時十分開議

午後零時五十一分休憩

午後二時より再開することとし、こ

れにて休憩いたします。

体等に改め、同条中第二号の三を第二号の四とし、第二号の二の次に次の二号を加える。

二の三 委託に基き、他の事務に支障のない範囲内で、建設省の行う營繕工事に使用する建築資材について特別な試験を行うこと。

第十二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 産業開発青年隊事業の実施に關すること。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

○南條國務大臣

ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

まず、建設省の所掌いたします事務は、土木、建築等の直轄事業に関するものが多く、その遂行に當つては、事務、技術を問わず、特に専門的知識を要することが少くないのあります。建設省設置法の一部を改正する必要があると考えます、ここにおきまして、今回、土木、建築及び測量その他の建設省の所管行政にかかる専門の技術及び事務を担当する職員の養成及び訓練をつかさどらせるため、從来当省の付属機関である地理調査所及び土木研究所において実施して参りました研修業務をも統合いたしまして、新たに付属機関として建設研修所を設

置して、職員の組織的な研修を実施することといたしたいと考へるのであります。

支障のない範囲内で、建設省の行う營繕工事に使用する建築資材について特別な試験を行うこと。

第三号の次に次の二号を加える。

四 産業開発青年隊事業の実施に關すること。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

○南條國務大臣

ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

まず、建設省の所掌いたします事務は、土木、建築等の直轄事業に関するものが多く、その遂行に當つては、事務、技術を問わず、特に専門的知識を要することが少くないのあります。建設省設置法の一部を改正する必要があると考えます、ここにおきまして、今回、土木、建築及び測量その他の建設省の所管行政にかかる専門の技術及び事務を担当する職員の養成及び訓練をつかさどらせるため、從来当省の付属機関である地理調査所及び土木研究所において実施して参りました研修業務をも統合いたしまして、新たに付属機関として建設研修所を設

置して、職員の組織的な研修を実施することといたしたいと考へるのであります。

支障のない範囲内で、建設省の行う營繕工事に使用する建築資材について特別な試験を行うこと。

第三号の次に次の二号を加える。

四 産業開発青年隊事業の実施に關すること。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

○南條國務大臣

ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

まず、建設省の所掌いたします事務は、土木、建築等の直轄事業に関するものが多く、その遂行に當つては、事務、技術を問わず、特に専門的知識を要することが少くないのあります。建設省設置法の一部を改正する必要があると考えます、ここにおきまして、今回、土木、建築及び測量その他の建設省の所管行政にかかる専門の技術及び事務を担当する職員の養成及び訓練をつかさどらせるため、從来当省の付属機関である地理調査所及び土木研究所において実施して参りました研修業務をも統合いたしまして、新たに付属機関として建設研修所を設

置して、職員の組織的な研修を実施することといたしたいと考へるので、先ほどの御質問を申し上げたような次第でございます。

その他、受託事務の範囲及び部内に關するところが多く、その円滑な運営をはかるためには、広く関係行政機関及び学識経験者の意見を取り入れる必要があります。河川行政の諮問機関としては、古くは臨時治水調査会、土木会議等が設けられ現在は、河川審議会を設けて、その運営をはからせて参ったのですが、河川行政の重要性にかんがみ、これを法制上の審議会として、河川及び海岸に関する重要な事項で建設省の所管に属するものを調査審議させることといたしたいと存じます。本審議会の運営によりまして河川及び海岸行政の一そうの推進を期する所存であります。

第三に、水道及び下水道に関する事務につきましては、現在厚生省と建設省の共管するところであります。その所管を簡素明確にし、行政の運営の合理化、能率化をはかるため、下水道工合になつておりますが、これは少し拡大し過ぎるのじゃないかという感じを私は持つわけございますが、この点に対する御見解を一つ承わりたい。

○南條國務大臣　ただいまの御質問であります。河川及び下水道をやろ

水道に関しても、終末処理の場合を厚生省に残しておくといふ、渡したといふか、そういうことになつておる点は、非常に徹底を欠くではないか。

○相川委員長　これにて提案理由の説明は終了いたしました。引き続き質疑に入ります。西村力弥君。

○西村(力)委員　簡単に二、三點お尋ねいたしたいと思うのですが、從来建設省の研究所では、技術の研究にとどめておりましたが、今度は事務の研究をもその機関において行う、こういう工合になつておりますが、これは少し拡大し過ぎるのじゃないかという感じを私は持つわけございますが、この点に対する御見解を一つ承わりたい。

○南條國務大臣　ただいまの御質問であります。河川及び下水道をやろ

水道行政が各方面にわたつておつたために、その水道あるいは下水道をやろ

うとする地方自治体は、非常に煩瑣で、各方面に渡りをつけなければならぬために難儀をしたということは皆

あります。河川及び下水道をやろ

水道行政が各方面にわたつたために、その水道あるいは下水道をやろ

うとする地方自治体は、非常に煩瑣で、各方面に渡りをつけなければならぬために難儀をしたといふふうにいたしたのであります。これ

は地方の自治体の皆さんから大へん喜ばれておることであります。この点につきましては国会の委員会においては御同感下さると思うのであります

いいかもしませんけれども、私としては、一般的に事務は事務としての一つの系統を持ったところで研修をざるいは協力、こういうことについてはどういう方策をとろうとするのか、その点についてお考えを承わりたいと思う。

○南條國務大臣　多年の懸案であります上水道と下水道との専管部分を、厚生省並びに建設省に分けますことは、御説のように各役所のセクションリズムというような問題もありまして、なかなか容易でなかつたのであります。しかし、地方の自治体等の要望もありますが、地方の自治体等の要望もありまして、今回下水は建設省、水道については厚生省、工業用水は通産省というふうに分割することによりまして、この事務の簡素化、敏捷化をはかるといふふうにいたしたのであります。これ

は地方の自治体の皆さんから大へん喜ばれておることであります。この点につきましては国会の委員会においては御同感下さると思うのであります

○南條國務大臣　まだ、終末処理は御承知の事務が拡大いたしました。用

地の問題あるいは労務関係等の仕事がふえましたので、事務の者にもそれ

だんだん事務が拡大いたしました。用

地技術ばかりでございましたが、今回

これを事務に拡大いたしましたのは、だんだん事務が拡大いたしました。用

地技術ばかりでございましたが、今回

これを事務に拡大いたしましたのは、だんだん事務が拡大いたしました。用

地技術ばかりでございましたが、今回

これを事務に拡大いたしましたのは、だんだん事務が拡大いたしました。用

地技術ばかりでございましたが、今回

これを事務に拡大いたしましたのは、だんだん事務が拡大いたしました。用

が、道路行政と非常に密接な関係があ

るのと、そういう場合の連携、調整あ

るいは協力、こういうことについては

どういう方策をとろうとするのか、そ

の点についてお考えを承わりたいと

思います。

○南條國務大臣　多

年懸案であります

上水道と下水道との専管部分を、

厚生省並びに建設省に分けますこと

は、御説のように各役所のセクション

リズムというような問題もありま

して、今回下水は建設省、水道につい

ますから、どういうことになります。

○南條國務大臣　多

年懸案であります

上水道と下水道との専管部分を、

厚生省並びに建設省に分けますこと

は、御説のように各役所のセクション

リズムというような問題もありま

して、今回下水は建設省、水道につい

ますから、どういうことになります。

○南條國務大臣　多

年懸案であります

上水道と下水道との専管部分を、

厚生省並びに建設省に分けますこと

は、御説のように各役所のセクション

リズムというような問題がありま

す。

と思うのであります。

○西村(力)委員 ただいまの御答弁で

すると、終末処理というものを廃止処理の独立した処理場、これだけに限つておるようでございますが、この前の厚生省設置法の場合における厚生省側の答弁ですと、下水と水道のところは建設省、最終の終末処理のところは厚生省、こういうふうに分割せられるのだといふ趣旨でございましたが、今の大臣の答弁の通り、独立した終末処理場だけが厚生省の所管、こういうことになるのでございますか。

○南條国務大臣 その最終の終末処理の部分だけが厚生省のことになるのでござります。仰せの通りであります。

○西村(力)委員 私のお聞きしているのが徹底しないようですが、下水道がずっと水洗便所なんかからやつてきて、終末処理場が東京都から向うにあるという工合にあるわけですが、そうではなく、中小都市では糞尿だけ処理する独立した処理場を持つておりますね。それだけを厚生省所管にするのか、一貫した中での終末処理場を厚生省所管に分離するのかというのです。

○南條国務大臣 そういう場合においては、一貫した終末処理場は全部厚生省にさせるということでございます。

○西村(力)委員 それではわかりました。そのことに対しては、衛生上の見地から建設省もそれをいたせられておるよう承わつたのでござりまするが、私たちとしてはやはり工事の一貫性からいまして、また地方公共団体の便不便の問題からいまして、将来は一本に一貫したものに建設省所管なら建設省所管にすることが至当である、そういう方向に今後また再度改め

ようとするお考えを持っていらっしゃるかどうか、建設省側としてはぜひそういう態度をとつて、一本の下水道工事をやろうとするときに、途中までのところは建設省の所管であり、こっちは厚生省にいろいろ折衝しなければならないという不便を除くことが正しいと考えを承わりたい。

○南條国務大臣 今回は厚生省との話し合いでようようこういふうな処理行政が両方に分れたということについて、自治体側においては非常に歓迎して、終末処理場を厚生省が担当するということだけでも、ともかくも水道行政と下水行政が両方に分れたといふことについて、その後の地方の意見等も参考いたしまして、今後の処理を考えたいと思いましました。

○相川委員長 引続き一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の三法律案を一括議題として質疑を続行いたします。横路節雄君。

○横路委員 労働大臣にお尋ねをします。そこで今のお尋ねの点につきましては、これを当分実施してみまして、その後の方の意見等も参考いたしまして、今後の処理を考えたいと思いましました。相川委員長 他に質疑の通告もありませんので、質疑はこれにて終了いたしました。

○相川委員長 引続き討論に入るのですが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○相川委員長 起立紹員、よって本法

律案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

○松浦国務大臣 なお本法律案に関する委員会報告書に賛成の者たるに付きました。

○大山政府委員 任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相川委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○横路委員 私は労働大臣にお尋ねしますが、たとえばあなたがごらんいただけわかると思うのですが、行政職の中央官庁の(+)ですね。たとえば七等級の場合には一万一千四百円から一万余円から一万四千七百円で十二カ月、一千三百円ですね。これはわずか九百円上るのに十八カ月もかかる。ところがたとえば五等級になると一万三千三百円から一万四千七百円で十二カ月、一千三百円ですね。これは背違うわけですね。一体この違

うものの考え方はどこにあるのかと聞いておるので。違うから違うではないのです。

○松浦国務大臣 これは現在の俸給表

もそうなつておるものでありますか

が、あなたはそういうように一

七等級、六等級を一つ一つこまかに

見て下さい。今までたとえば七等級

の第一ならば五千八百円から六千円

に、わずか二百円上の年に一年間据え置いておるので。今度は六カ月で

よって金額と昇給期間とが違うので

す。——何だったら大山さんでもいい

です。

○大山政府委員 数字のことでござ

りますから……

○横路委員 数字というよりも、もの

の考え方を聞いておる、数字じゃない

ですよ。

○大山政府委員 失礼いたしました。

七等級の五千八百円、六千円といたし

ましたのは、現在五千七百円に相当し

ます金額を五千八百円とし、五千九百円に相当する金額を六千円というよう

に置いたのでございますが、現在の四

級、五級の昇給速度を大体保つという考

え方で七等級を作つておるわけでござ

ります。お話をありましたそのあと十五

カ月、あるいは十八カ月というよう

に、ただばわかると思うのですが、行政職

の中央官庁の(+)ですね。たとえば七等

級の場合には一万一千四百円から一万余

円に相当する金額を六千円といつてござ

ります。お話をありましたそのあと十五

カ月、あるいは十八カ月といつてござ

ります。お話をされましたそのあと十五

カ月、あるいは十八カ月といつてござ

づけのときの昇給と同じ速度だというのですね。それをただ七等級にしたから、それを緩の切りかえのときにはこういうふうになつたので、速度には変りはないというのですね。その点だけはつきりしておいてもらいたい。

○大山政府委員 現在の十五級区分のうち、行政職について申しまするならば、勧告にありますように、六等級で

あれば、標準級が六級、七級である。例外級が八級である。その昇給速度をおおむねこの各等級に体現するという形でございます。ただこの場合に、現在頭打ちあるいはワク外というようなスピードになつておりますところをならして作つてある。こういうことでござります。

○横路委員 労働大臣にお尋ねしますが、私が申し上げるまでもなく、一等級から七等級までは、この間ここでもいろいろ議論されました、いわゆる職務に基いてこういうように俸給の開きを作つたわけですね。そういうふうに考えてよろしくございます。——それであれば私はお尋ねいたしましたが、この俸給表の中には職務の責任区分が明らかになつておる。そうですね。大臣、その点どうな

んですか。

○松浦国務大臣 七等級に分れており

ますが、これはもちろん職務給になつておりますけれども、係長、課長ある

いは局長、いずれも重要な職務につ

て形式上はこうなつておりますけれど

も、係長という名前ではなくても、係

長同等の重要な職務についた場合にお

いては、これはやはり同じような給与

になると想つております。

○横路委員 大山さんにお尋ねいたし

ますが、一般的行政職の三等級は課長となつておりますが、それじゃ具体的にそれぞれの省で、課長という名ではないが、課長に匹敵する職務は何ですか、そういうものがあるのですか。

○大山政府委員 具体的にこの三等級にいかなる職務を格づけるかということことは、人事院が分類の基準を定めるということになるわけでございま

すが、ただいま御質問のありました点について私の考え方としてお答え申し上げますならば、たとえば現在各省の参考官というような名称を用いないで、大体課長と同程度というように考えられている職務があると思います。あるいはまた専門技術的な仕事でこれに匹敵するという名前で考えてよろしくございます。

○横路委員 それでは時間外の経過時間において払つておりますが、こ

にはその数字を今持つております

○松浦国務大臣 それぞれ時間外の経過時間において払つておりますが、こ

にはその数字を今持つております

○横路委員 労働大臣、そうではない

んです。時間に応じて払つているんじや

ない。初めから予算できめているの

です。それはそこにいらつしやる方は

みな私の意見に、なるほどそうだな

思いますよ。何時間やつても無制限に

払っているものじゃない、ちゃんと一

月幾らときめてある。だから私がお

尋ねしたいのは、一体幾ら払つている

かということ、これは労働大臣、資料

があるでしよう。一番ひどいのは農林

省ですが、農林省はわずか六・五%

しか払つてない。そうすると、四等級以

下の者は農林省においては六・五%

の超勤手当しかもらつていない。ところ

が一等級から七等級までに分けたとい

うのは、この俸給の中には、その職務

の内容について分けた。もしも超勤手

びに手当を定める。ところが三等級以上

された通りであるとすればおかしいよ

うに思われるのですが、それは現在の

法律によって人事院が決定いたしてお

ります。

○横路委員 労働大臣に私がお尋ねし

ているのは、労働大臣も確かに私の話

を聞けばおかしいと思ふ。実際には

六・五%しか払つていない。その超

勤に見合ひるものとして特別調整額を払うとするならば、最高払つても一〇%くらいで適当だと私は思うが、二五%には六・五%しか払つてない。その超勤に見合ひるものとして特別調整額を払うことは、これは管理職手当ではないと

いうけれども、おそらくその性質はやはり管理職手当だと思う。この俸給表は明らかに身分によつて、責任の度合

に応じて作ったものだとあなたたちもお話をなすているが、おかしいじやも私つている。二五%も払つていて

ことは、これは管理職手当ではないと

いうけれども、おそらくその性質はやはり管理職手当だと思う。この俸給表

は明らかに身分によつて、責任の度合

に応じて作ったものだとあなたたちもお話をなすているが、おかしいじやも私つている。二五%も払つていて

ことは、これは管理職手当ではないと

いうけれども、おそらくその性質はやはり管理職手当だと思う。この俸給表

は明らかに身分によつて、責任の度合

に応じて作ったものだとあなたたちもお話をなすているが、おかしいじやも私つている。二五%も払つていて

ことは、これは管理職手当ではないと

いうけれども、おそらくその性質はやはり管理職手当だと思う。この俸給表

は明らかに身分によつて、責任の度合

に応じて作ったものだとあなたたちもお話をなすているが、おかしいじやも私つている。二五%も払つていて

ことは、これは管理職手当ではないと

いうけれども、おそらくその性質は

やはり管理職手当だと思う。この俸給表

は明らかに身分によつて、責任の度合

に応じて作ったものだとあなたたちもお話をなすているが、おかしいじやも私つている。二五%も払つていて

ことは、これは管理職手当ではないと

いうけれども、おそらくその性質は

やはり管理職手当だと思う。この俸給表

は明らかに身分によつて、責任の度合

に応じて作ったものだとあなたたちもお話をなすているが、おかしいじやも私つている。二五%も払つていて

なぜ二五%をつけるのですか、おかしいじゃないですか。労働大臣どう思ひますか。おかしいとお思いになりませぬか。——それでは今御指摘に責任内閣についてこれを作った。それであります。特別調整額を出してある。——それは一体どういうわけですか。

○松浦国務大臣 それには確かにかかるものと見ておるのですか。それは現在の法律によって人事院が決定いたしておられます。

○横路委員 それが今御指摘に責任内閣についてこれを作った。それであります。特別調整額を出してある。——それは一体どういうわけですか。

○松浦国務大臣 この俸給表は今までふうに作りましたが、その手当の問題について、予算その他の関係において今後別個に検討すべきものだと思います。

○横路委員 いやそうではないのであります。特別調整額を出してある。——それは予算に入つております。

○横路委員 あなたはわざわざ一八、一二と出さなくて、私が聞いているのは行政職の(1)を聞いています。行

院の方の基準で定めてやるんだとよく言うのです。だから給与表の(△)の件も今總裁からのお話のようにいろいろ御意見もあつただらうと思う。しかし実際に勤務する職員に与える心理的な影響も考慮されねばならぬことなので、これはやはりいつもあなたが私どもに答弁しているように、あげて人事院の基準におまかせになつたらいいと思う。これはいかがですか。今田中長官からも言われているように、これは実際地方公務員全体を考えますと、問題です。たとえば東京、大阪、京都は(△)表を使つが、あの県は(△)表を使うといふことになれば、あの県に働く人々は問題です。そういう点はいろいろ考慮なすつて行政職の(△)表を作つたのでしょが、そういう点からいへば、今總裁のお話のように、これは人事院基準におまかせになつていいのではないか。きょうは最終段階ですから、労働大臣からこういう点もほんとうのところを聞きたいのです。

○松浦國務大臣 ごもつともの点もありますけれども、私どもの今提案して

おりますのは最善を尽したものであります。同時に人事院の勧告に基づいて、技術的な面は政府の責任においてやつた面もございますが、これの通過を祈つてやみません。

○横路委員 大臣も大分つらいようですが、別表の行政職の二表については実際に同じ俸給表なんです。わざわざそれを引き伸ばしただけなんですから、それは人事院の基準の中で定めればいいのです。ですから、別表の行政職の(△)は絶対に廃止しなければならぬと思ひます。

次に、三月七日の予算委員会における

石橋君の質問に対する労働大臣の御答弁の中に、私もあらためて見ました。これは非常にいいなと思った点があります。ちょっと読んでみます。「石橋さんの今の御質問に対しては全く同感であります。でありますから六級、七級においては十分生活給を考慮いたしております。十五号でとまるのではなくて、ワク外昇給を認めておりま

すから、大体三万二千円くらいまでは六級、七級でも取れるようになつた

い。かように考えております。」これ

は非常にりつぱなお話だと思う。これ

は私も大臣の御意見に同感です。実は

与党の諸君に私たちの方から率直に申しあげているのであります。その内

容は五等級、六等級、七等級について

はこれをはずしてぜひ一本にしてもらいたいということです。きょうも終つた

日正式に話をしようと思っておりま

す。なぜ私たちが五等級、六等級、七

等級についてはずして一本に

してもらいたいかというと、大体普通

は大学を出てはじめて勤務されていれ

ば、課長補佐まではいかぬにしても係

長まではいく。あるいは新制高校を出

られた方でも、大いに努力せられた方

でもらいたい。そして七等級、六等級

の方でもあなたが答弁されているよ

うに、最高限度の三万二千六百円までは

等級、六等級、七等級はぜひ一本にし

てもらいたい。そして七等級、六等級

になりますが、大山さんどうですか。

○大山政府委員 お話の点は、七等

級、六等級のワク外にさらに俸給表の

数字を書くという御趣旨かと思ひます

が、私どもといたしましてはもちろん

月引き続くわけでございますから、こ

れを別にどこまで書くかという問題に

なるわけでござります。言い回し方が

妙でござりますが、書いても書かなく

ても同じ意味になるという意味で、二

十四ヵ月から三十六ヵ月にかかるとこ

る石橋君の質問に対する労働大臣の御答弁の中に、私もあらためて見ました。これは非常にいいなと思った点があります。ちょっと読んでみます。「石橋さんの今の御質問に対しては全く同感であります。でありますから六級、七級においては十分生活給を考慮いたしております。十五号でとまるのではなくて、ワク外昇給を認めておりま

すから、大体三万二千円くらいまでは六級、七級でも取れるようになつた

い。かように考えております。」これ

は非常にりつぱなお話だと思う。これ

は私も大臣の御意見に同感です。実は

与党の諸君に私たちの方から率直に申

し上げているのであります。その内

容は五等級、六等級、七等級について

はこれをはずしてぜひ一本にしてもら

いたいということです。きょうも終つた

日正式に話をしようと思っておりま

す。なぜ私たちが五等級、六等級、七

等級についてはずして一本に

してもらいたいかというと、大体普通

は大学を出てはじめて勤務されてい

ば、課長補佐まではいかぬにしても係

長まではいく。あるいは新制高校を出

られた方でも、大いに努力せられた方

でもらいたい。そして七等級、六等級

になりますが、大山さんどうですか。

○大山政府委員 お話の点は、七等

級、六等級のワク外にさらに俸給表の

数字を書くという御趣旨かと思ひます

が、私どもといたしましてはもちろん

月引き続くわけでございますから、こ

れを別にどこまで書くかという問題に

なるわけでござります。言い回し方が

妙でござりますが、書いても書かなく

ても同じ意味になるという意味で、二

十四ヵ月から三十六ヵ月にかかるとこ

る石橋君の質問に対する労働大臣の御答弁の中に、私もあらためて見ました。これは非常にいいなと思った点があります。ちょっと読んでみます。「石橋さんの今の御質問に対しては全く同感であります。でありますから六級、七級においては十分生活給を考慮いたしております。十五号でとまるのではなくて、ワク外昇給を認めておりま

すから、大体三万二千円くらいまでは六級、七級でも取れるようになつた

い。かように考えております。」これ

は非常にりつぱなお話だと思う。これ

は私も大臣の御意見に同感です。実は

与党の諸君に私たちの方から率直に申

し上げているのであります。その内

容は五等級、六等級、七等級について

はこれをはずしてぜひ一本にしてもら

いたいということです。きょうも終つた

日正式に話をしようと思っておりま

す。なぜ私たちが五等級、六等級、七

等級についてはずして一本に

してもらいたいかというと、大体普通

は大学を出てはじめて勤務されてい

ば、課長補佐まではいかぬにしても係

長まではいく。あるいは新制高校を出

られた方でも、大いに努力せられた方

でもらいたい。そして七等級、六等級

になりますが、大山さんどうですか。

○大山政府委員 お話の点は、七等

級、六等級のワク外にさらに俸給表の

数字を書くという御趣旨かと思ひます

が、私どもといたしましてはもちろん

月引き続くわけでございますから、こ

れを別にどこまで書くかという問題に

なるわけでござります。言い回し方が

妙でござりますが、書いても書かなく

ても同じ意味になるという意味で、二

十四ヵ月から三十六ヵ月にかかるとこ

る石橋君の質問に対する労働大臣の御答弁の中に、私もあらためて見ました。これは非常にいいなと思った点があります。ちょっと読んでみます。「石橋さんの今の御質問に対しては全く同感であります。でありますから六級、七級においては十分生活給を考慮いたしております。十五号でとまるのではなくて、ワク外昇給を認めておりま

すから、大体三万二千円くらいまでは六級、七級でも取れるようになつた

い。かように考えております。」これ

は非常にりつぱなお話だと思う。これ

は私も大臣の御意見に同感です。実は

与党の諸君に私たちの方から率直に申

し上げているのであります。その内

容は五等級、六等級、七等級について

はこれをはずしてぜひ一本にしてもら

いたいということです。きょうも終つた

日正式に話をしようと思っておりま

す。なぜ私たちが五等級、六等級、七

等級についてはずして一本に

してもらいたいかというと、大体普通

は大学を出てはじめて勤務されてい

ば、課長補佐まではいかぬにしても係

長まではいく。あるいは新制高校を出

られた方でも、大いに努力せられた方

でもらいたい。そして七等級、六等級

になりますが、大山さんどうですか。

○大山政府委員 お話の点は、七等

級、六等級のワク外にさらに俸給表の

数字を書くという御趣旨かと思ひます

が、私どもといたしましてはもちろん

月引き続くわけでございますから、こ

れを別にどこまで書くかという問題に

なるわけでござります。言い回し方が

妙でござりますが、書いても書かなく

ても同じ意味になるという意味で、二

十四ヵ月から三十六ヵ月にかかるとこ

る石橋君の質問に対する労働大臣の御答弁の中に、私もあらためて見ました。これは非常にいいなと思った点があります。ちょっと読んでみます。「石橋さんの今の御質問に対しては全く同感であります。でありますから六級、七級においては十分生活給を考慮いたしております。十五号でとまるのではなくて、ワク外昇給を認めておりま

すから、大体三万二千円くらいまでは六級、七級でも取れるようになつた

い。かのように考えております。」これ

は非常にりつぱなお話だと思う。これ

は私も大臣の御意見に同感です。実は

与党の諸君に私たちの方から率直に申

し上げているのであります。その内

容は五等級、六等級、七等級について

はこれをはずしてぜひ一本にしてもら

いたいということです。きょうも終つた

日正式に話をしようと思っておりま

す。なぜ私たちが五等級、六等級、七

等級についてはずして一本に

してもらいたいかというと、大体普通

は大学を出てはじめて勤務されてい

ば、課長補佐まではいかぬにしても係

長まではいく。あるいは新制高校を出

られた方でも、大いに努力せられた方

でもらいたい。そして七等級、六等級

になりますが、大山さんどうですか。

○大山政府委員 お話の点は、七等

級、六等級のワク外にさらに俸給表の

数字を書くという御趣旨かと思ひます

が、私どもといたしましてはもちろん

月引き続くわけでございますから、こ

れを別にどこまで書くかという問題に

なるわけでござります。言い回し方が

妙でござりますが、書いても書かなく

ても同じ意味になるという意味で、二

十四ヵ月から三十六ヵ月にかかるとこ

る石橋君の質問に対する労働大臣の御答弁の中に、私もあらためて見ました。これは非常にいいなと思った点があります。ちょっと読んでみます。「石橋さんの今の御質問に対しては全く同感であります。でありますから六級、七級においては十分生活給を考慮いたしております。十五号でとまるのではなくて、ワク外昇給を認めておりま

すから、大体三万二千円くらいまでは六級、七級でも取れるようになつた

い。かのように考えております。」これ

は非常にりつぱなお話だと思う。これ

は私も大臣の御意見に同感です。実は

与党の諸君に私たちの方から率直に申

し上げているのであります。その内

容は五等級、六等級、七等級について

はこれをはずしてぜひ一本にしてもら

いたいということです。きょうも終つた

日正式に話をしようと思っておりま

す。なぜ私たちが五等級、六等級、七

等級についてはずして一本に

してもらいたいかというと、大体普通

は大学を出てはじめて勤務されてい

ば、課長補佐まではいかぬにしても係

長まではいく。あるいは新制高校を出

られた方でも、大いに努力せられた方

でもらいたい。そして七等級、六等級

になりますが、大山さんどうですか。

○大山政府委員 お話の点は、七等

級、六等級のワク外にさらに俸給表の

数字を書くという御趣旨かと思ひます

が、私どもといたしましてはもちろん

月引き続くわけでございますから、こ

れを別にどこまで書くかという問題に

なるわけでござります。言い回し方が

妙でござりますが、書いても書かなく

ても同じ意味になるという意味で、二

十四ヵ月から三十六ヵ月にかかるとこ

る石橋君の質問に対する労働大臣の御答弁の中に、私もあらためて見ました。これは非常にいいなと思った点があります。ちょっと読んでみます。「石橋さんの今の御質問に対しては全く同感であります。でありますから六級、七級においては十分生活給を考慮いたしております。十五号でとまるのではなくて、ワク外昇給を認めておりま

すから、大体三万二千円くらいまでは六級、七級でも取れるようになつた

い。かのように考えております。」これ

は非常にりつぱなお話だと思う。これ

は私も大臣の御意見に同感です。実は

与党の諸君に私たちの方から率直に申

し上げているのであります。その内

容は五等級、六等級、七等級について

はこれをはずしてぜひ一本にしてもら

いたいということです。きょうも終つた

日正式に話をしようと思っておりま

す。なぜ私たちが五等級、六等級、七

等級についてはずして一本に

してもらいたいかというと、大体普通

は大学を出てはじめて勤務されてい

ば、課長補佐まではいかぬにしても係

長まではいく。あるいは新制高校を出

られた方でも、大いに努力せられた方

でもらいたい。そして七等級、六等級

になりますが、大山さんどうですか。

○大山政府委員 お話の点は、七等

級、六等級のワク外にさらに俸給表の

数字を書くという御趣旨かと思ひます

が、私どもといたしましてはもちろん

月引き続くわけでございますから、こ

れを別にどこまで書くかという問題に

なるわけでござります。言い回し方が

妙でござりますが、書いても書かなく

ても同じ意味になるという意味で、二

十四ヵ月から三十六ヵ月にかかるとこ

る石橋君の質問に対する労働大臣の御答弁の中に、私もあらためて見ました。これは非常にいいなと思った点があります。ちょっと読んでみます。「石橋さんの今の御質問に対しては全く同感であります。でありますから六級、七級においては十分生活給を考慮いたしております。十五号でとまるのではなくて、ワク外昇給を認めておりま

すから、大体三万二千円くらいまでは六級、七級でも取れるようになつた

い。かのように考えております。」これ

は非常にりつぱなお話だと思う。これ

は私も大臣の御意見に同感です。実は

与党の諸君に私たちの方から率直に申

し上げているのであります。その内

容は五等級、六等級、七等級について

はこれをはずしてぜひ一本にしてもら

いたいということです。きょうも終つた

日正式に話をしようと思っておりま

す。なぜ私たちが五等級、六等級、七

等級についてはずして一本に

してもらいたいかというと、大体普通

をうまく運営する建前からいっていいのじゃないか、そういうことを私はあなたに聞きたいのです。それをあなたが、いや、国家公務員の俸給表に右へならえをするのだと言われると、私は重ねて、それならば役場で二百人か三百人、市で千人といったようなところはどうするのであるか、あるいはあなたは大府県と言うが、それならば人口はどう規制するか、いわゆる職員の数がどれだけ以上ならばどうするのかと、いうことになるのですが、原則はどうなんでしょう。

○田中國義大臣 地方公務員に指示する
いたします場合の原則は、国家の方が二つに分れておれば二つの表に右へならえをせよということに原則的にはなるのです。それは当然のことです。ところが(1)表(2)表に右へならえをする結果、いろいろ不合理が出るのでありますから、そこで先ほど申し上げました、これを一本とは申し上げかねますが、一本に近いものの姿の準則を作りまして、その適用の方途が右左に出ないよう、一本に出る方向にその内容を持つていくように苦心をして準則を作り、平たく言えば一本に近い方向に指導していくかないと交流の上から大へん困る。これはやつて差しつかえないことで、原則は右へならえ、適用に際しては具体的には二つに分れているものを一つに近い姿のものにいたして適用していくことに努力することは何ら差しつかえないことでござりますから、そういう努力中であるという意味でございます。

○横路委員 そこは先ほどの大臣の答弁でよく理解したのです。ただ私のお聞きしているのは、行政職、技能労務

職、研究職——地方公共団体でも小さな研究所を持つております。医療職、これはありますよ、たとえば県立病院、市立病院、町村立病院などです。こういう場合にどうなさるのかといふのです。右へならえだというと全額適用することになる。これはやはり交流するのですから、そのことを聞いていいのです、どうなさるのですか、大体あなたの今のお考えでいいのです。

○田中国務大臣 それは今申し上げましたように、準則を作つて準則に右へならえをさせ、こういうことなんですね。あなたのおつしやることと私の言つていること同じことを言つていいのです。右へならえということに力を入れるから、その方に力が入るのでありますが、そうじやないのです。右へならえをすると不都合が生ずる、そこで準則を作るのだと、その準則の作り方はどういう作り方であるのだといえれば、いわば一本に近いもの、あえて具体的に言うならば一号表に近いもの、そうして仕事を熱心にやつていただけるような意欲の起るよう、そういうふうに作りまして、これを通牒をしていこう、こういう趣旨であります。

○横路委員 今の答弁ではつきりしたと思う。今の点は、私ども非常に心配しております。実際町村役場といつても、やはり町村病院を持っておるわけです。研究所を持っておるわけですが、その場合に百人、百五十人しかない場合もある。また千人くらいの市にてもいろいろ持つておるわけです。研究所を持つておるわけですか。今大臣のお考案は非常に私ども賛成です。きょうは率直に自治庁の長官からお答えをいただいて、私たちこれからこの法案を審議する上に、自

次に労働大臣にお尋ねをいたしたいと思うのですが、実は行政職の(イ)、(ロ)について、今は私お尋ねをしたわけですが、技能労務職の俸給表、これをどういうふうに区分されてあるわけです。が、これは私は大臣なら御理解いただけたと思うのは、大臣はずっと刻苦勉励をされておいでになられた方です。ですから私はこの技能労務職の俸給表、たとえば別表の八を見ますと、ここに地方官庁の技能労務職がございますが、ここに五千百円とありますのは、新制中学を出た諸君だ。私はこの技能労務職の俸給表から受けける感じは、一方は国家公務員だ、一方はお前らは公務員ではないのだ、お前らは雇用人々なんだ、こういう格好ではつきりと身分的に分けていかれるような感じが強い。しかし官庁に勤める方は、中学を出て給仕になり、そして大臣もご存じのように、それから定時制高校に行き、夜間の大学に行き、昔なら高文をとる。そういう諸君がすいぶんとおつた、そういうものがみな官庁に勤めていたのですが、こういうように一般の行政職と技能労務職とを分けると、中學を出て給仕をやりながら刻苦勉励をしてさら伸びようという諸君は、明らかにそういう道を閉ざしてしまう。そういう考え方ではないでしょうか、ちょうど地方、中央の関係のようになります。あなたたちはそうでないとおっしゃっても、しかし俸給表から受けける感じは、どうぞお急ぎでしたらどうぞ御退席願います。

の俸給表もあわせて行政職の中に入れて、七等級で不便ならば八等級でも入れて八等級がだめなら九等級でも入れて作られることに中学を出て官庁に入るためにながら定期制高校に行つて、それから夜間の大学に行く、この道を進むといふことは、官庁に勤める以上はみんなそういうふうに決心していますから、他の方はいざ知らず、松浦労働大臣は刻苦勉励されて今日こういう地位を築かれた方ですから、私はこういう考え方方に賛成していただけると思うのですが、どうですか。

○松浦國務大臣 御趣旨のような方向に向つていただけるような道は開いてあると思うのです。現在この俸給表で技能職としていろいろ守衛、小使、給仕、あるいは運転手、交換手というふうになつておりますが、五千円の中学を出した人が刻苦勉励をして、そして定期制高校に行き、勉強した結果一号表の五級職、六級職の試験を受けければ、これは後に次官になられる要素を持つておりますから、私はやはりその道は開けておると思っております。それで何とか技能労務職というものを国家公務員からはずすというようなお説でありますたが、私は今そういうことを考えておりません。

○横路委員 今大臣が技能労務職の俸給表の適用を受ける職員についても、国家公務員の身分からははずすお考えがないという答弁でございましたが、それであれば、ここに七等級が五千八百円、八等級を一つ作ればいい。八等級を一つ作れば、そこに五千円を入れてやればいい、やはりそういうことをすることが、中学校からさらに刻苦勉励され

いく諸君の道を開く道だと思う。だからこれはやはり十分考慮してもらわなければならぬと思うのですね。今大臣に私がお尋ねしているのは、与党の方にもわれわれの考え方をお聞きいたただいて、あとで持たれる小委員会の中の修正案でも、ぜひ私たちはそのことを与党の人々にもよく御理解いただきたいと思つておるのであります。この点はぜひ大臣も考慮していただきたいと思うのですが、どうでしようかね。大臣の方がいいじゃないですか。八等級を一つ起して、そこに五千百円から、こうやつた方が大臣の今の趣旨からいうと合うと思う。

された俸給表をこちらにいただいている
すから、そのあとにもう一つつけては
いかがですか、こういう話をしたので
あって、決してあちらこちらにいって
おるわけではないのです。

大山さんにお尋ねしますが、行政職

の(一)を使いますと、大学を出て二十年

たつと幾らになるのでしょうか。

○大山政府委員 ただいまの御質問の

点でございますが、大学を出まして試

験を受けた六等級に申し上げること

とは、個人によつて違うわけでござ

いまして、二十年たつたら幾らになる

かということを直ちに申し上げること

はできないと思うのでございますが、

御質問の御趣旨は、おそらくこの俸給

表の上で飛び上りも何もなしに上つて、

オーバーラップをしたところから上つ

た場合どうなるかという御趣旨かと思

うのでござりますが、大体三万円くら

いのところへ二十年目でなるといふよ

うに考えます。

○横路委員 それで内藤さんにお尋

ねしますが、教職員の俸給表の中の二等級ですか。これは学芸大学の四年

コースの者がここへ入ってくる。その

場合には、二十年たつと幾らになりますか。

○内藤政府委員 これも正確に計算で

きないのでけれども、大体順調に上

るものとして、二十年で二万八千八百

円のところでござります。

○横路委員 それで私は内藤さんにお尋ねしたいのです。あなたは先ほど、教職員には一号の調整号俸があつてうまくいっているのだといつたところですが、今あなたお聞きになつたでしょ

う、一般行政職の者は、二十年たてば

概算して三万になるという。教職員の

場合は二十年たつて二万八千八百円。

いかがですか、こういう話をしたので

あって、決してあちらこちらにいって

おるわけではないのです。

大山さんにお尋ねしますが、行政職

の(一)を使いますと、大学を出て二十年

たつと幾らになるのでしょうか。

○大山政府委員 ただいまの御質問の

点でございますが、大学を出まして試

験を受けた六等級に申し上げること

とは、個人によつて違うわけでござ

いまして、二十年たつたら幾らになる

かということを直ちに申し上げること

はできないと思うのでございますが、

御質問の御趣旨は、おそらくこの俸給

表の上で飛び上りも何もなしに上つて、

オーバーラップをしたところから上つ

た場合どうなるかという御趣旨かと思

うのでござりますが、大体三万円くら

いのところへ二十年目でなるといふよ

うに考えます。

○横路委員 しかしこのあなたの話

場合は二十年たつて二万八千八百円。

どこに一体教職員の俸給表が、いわゆる超勤手当がないという立場において、優遇されているという実態がある

のです。ないじゃないですか。

○内藤政府委員 これは一つは、六級

職試験を通った場合の想定なんでござ

いまして、公務員の中には、六級職を

通らない人がたくさんおるわけです。

そこで六級職試験を通して入った人は、最も順調にいく人なんです。これ

方はおかしいですよ。六級職の試験を受かる者は決してまれではないです。

あつちの方が上なんだ、こういう考え方

と、一般的のうそではない、六級試験を通らない方との比較をしてみると、私は非常に違うと思うのです。そこで小学校の場合でも、二十年たてば大体

校長の方に切りかわると思います。ですから、校長になりますれば、はるかに上位の給与になると思うのでござります。二十年で校長になった場合は三万円をこすと思ひます。

○横路委員 いやしくも文部省の担当

の局長にしては、私は今の答弁はちょっと

とぶに落ちません。それは一般行政

職は六級の試験を受けたのだから、二十年で三万なんだ。小中の教員は、あれは六級職の試験にも受けられたのだから、二年で三万なんだ。小中の教員は、あれ

は、超過勤務手当もないし、教育とい

う特別の職務のために作つてある俸給表では、この学校の教員の俸給表

は、超過勤務手当もないし、教育とい

う特別の職務のために作つてある俸給表

というものが、今お聞きのように六級

職の試験を受かつて来た者に比べて、

二十年に少くとも千二百円からの違い

があるというのと、この俸給表に矛盾があるからなんですね。これから話しま

すが、よく聞いて下さい。まず教育職

俸給表の(一)、小中の俸給表の二等級、これは教諭ですよ。これはどこの学校

を出た者を基準にして作つた俸給表で

すが、よく聞いて下さい。まず教育職

の制度を踏襲したもの、かように考えております。

○横路委員 そうすると今お聞きのように前の俸給表は同じなんです。ただ一号上に上げていることは事実なんですね。それがいわゆる三本建の給与を貰いたものなんですね。しかし俸給表は同じなんですが、今度は俸給表が別なんですね。だからそういう意味から、今大山さんのお話からいえば、前の三本建の精神からいえば、なるほど一号の差はあってしかるべきかもしない、しかしそのことと俸給表を連えてもいいということがありますよ内藤さん、そうじゃないですか。あなたはどうな

くんでこういうふうにしたわけでございまして、実態的には變っていないわいと申します。あなたはもう少しよく調べてください。前の三本建の趣旨を理解するまでは、まだよく理解していないでございます。

○内藤政府委員 前の三本建の趣旨を理解するまでは、まだよく理解していないでございます。

○横路委員 実態的にいって、金額が違うでしょ。あなた、金額をこらんになって下さい。(「初任給は同じだ」と呼ぶ者あり) 初任給は同じであつても、そのあとで上の金額が違つてくるでしょ。あなた、もう少しよく調べてもらいたい。前の表をよく見て答えてもらいたい。

○内藤政府委員 それはすいぶん私も検討しましたけれども、現行と改正との比較をしてみたところ、短大卒の場合に現行では四百五十円というのが五百円、高等学校の場合には現行で五百円が五年目で五百円、小、中学校の場合、高等学校の場合もほぼ現行との開きは同じでございます。

○横路委員 内藤さんの話はどうもおかしい。教職員の俸給表の二等級は初めから千円ずつでしょ。千円ずつが

ずっと続いて千二百円、片一方の方では、これはあなたのお話のところから始まるとしても八百円——八百円、九百円、千円、こういうふうになつてあります。だからそういうふうになつて、それから次に、実は私のあとに受田君が労働大臣に質問することになつてあります。労働大臣も先に何か御都合

があるようですが、ここでちょっと内藤さんにお尋ねしておきます。たとえ君が労働大臣に質問することになつて、私は労働大臣に質問することになつてあります。労働大臣も先に何か御都合がないのですが、ここであつて、私は終らなければなりません。だから私は終らなければなりません。私は何といつても、そういうよりは私は何といつても、そういうよりは私は何といつても、別にどうな

教授ということになつておりますが、大学院の講座を持つておる助教授はどうなるのですか。

○大山政府委員 現行法の大学職員級別俸給表にやはり同じような規定がござりますので、それをそのまま持つて参りましたので、教授について適用することはどうなるのですか。

○横路委員 そうすると助教授についてはどうなるのですか。

○大山政府委員 教授だけについて適用するわけです。

○横路委員 これは、同じ大学院で講論の場合は、一万五千三百円までは昇給期間は一年であるが、一万六千三百円から一万七千三百円にいくときには十五ヵ月かかる。これも助教授が学級担任をしていなければいいのであるが、全国に約三万からおる助教授は、全部いかで学級担任をやっておられるのです。地方の農村では教諭と同じ責任を持つてやつておるのです。普通の行政職の職務内容とは違う。学童の命を預つておるのでから、こういう点あなた不合理だとは思ひませんか。

○内藤政府委員 私どもは助教諭はな

るのです。早く早い機会に教諭に切りかわるよう努力したいと思っております。御承知の通り免許証も三十三年で切れますので、三十三年までにはできるだけ大山政府委員 何年目になるかといつて計算いたしますが、個人によつて違うかと思いますので、直ちにお答えできかねます。

○横路委員 たとえば五等級で九千八百円で赴任してくる。そうすると助手のままなつたとしても二十年で二万八千四百円になる。私はそういうことをあなたにお尋ねしたいのですが、基準についてははつきりしないからと、この民間の一等級の開きはいわゆる初任給だつてやはりそういう違いがある。

○横路委員 大山さんにお尋ねしますが、教職員俸給表の(1)の備考の二を見ますと、「この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大學の教授のみに適用する。」となつてますから、私はもう一つ大臣にお尋ねして、あつては、この問題について

だと思いますが、なぜなさらぬのですか。

○浅井政府委員 これは一言で言えればベース・アップ方式をとらなかつたからでございます。つまり現職者の号俸調整で給与改善をする、こういう形をとりましたために初任給は引き上げなれどあります。

○横路委員 浅井さんに聞きますが、これは私が先ほど言いましたように、別に行政職の中に一つの等級を設けてその中に勤務するという建前からいつても、私が初任給については、ただ表の切りかえであるだけで、この初任給を思い切つて上げることが今度の給与切りかえには大事なことだと思うのです。これがどうなっていますか、あなたの考え方を承りたい。

○松浦國務大臣 初任給の問題に対し

ます。

○横路委員 こここのところはいろ

いろ御意見もあると思いますが、それ

はせいぜん私が申し述べましたよう

に、これは採用者の号俸調整の給与改

善、こういう形でいわゆる号俸全額を改めるベース・アップ方式をとらな

かつたものでござりますから、それで

そういうことになつたのですが、御

異論のあることはよく了承しております。

○横路委員 労働大臣がいなくなつた

ので大山さんに申し上げますが、ただ

事務的に聞かれるところです。これ

は政府の方が手放しで、この俸給表は

とてもいいんだ、こうかりに言うて見

ても、これの第一の欠点は初任給を引

き上げてないということなんですね。こ

れは第一の欠点ですよ。ほかのことについては、やはり人事院から来たもの

を幾分いいものに直したり、何だかんだされた点もあることは私も認めますが、この初任給だけは、これは直せばベース・アップになるからしないのだと言つても、今總裁の言うように給与改善なんですかから——改善とは少くとも現状の段階よりはよくなることです。そしてないのですか、大山さん。それをなぜ一体ことし四月一日に採用する者をストップしたんですか。この問題だけはどうもふに落ちませんよ。

○大山政府委員 初任給問題につきましては、先ほど大臣からお答えがございましたように、今回の勧告の趣旨に従いまして、原則としては変えない建前をとつておるわけでござりますが、ただ前々お話しいたしましたように、昇給期間を延伸したという関係のことから、それから昨年の暮れの国会で通過いたしました学年差は正の関係のことろは、初任給は人事院が指定するわけでございますが、俸給表を立案するに当たりましては、そのことを想定いたしまして立案いたしましたので、その点は変わっております。その他の一般的に上げなかつたという点につきましては御指摘の通りでございまして、俸給表として非常によくするということでなしに、そこに移り變ります場合に調整をするといふ考え方方に今回立つております。また、先ほど總裁も言わされましたように、民間との給与の開きの場合は、初任給の開きはなかつたんですね。

○淺井政府委員 民間との給与は全体の平均でやつておりますから、初任給

はどうということは調査いたしております。

○横路委員 これで私はやめますが、

○横路委員 これが終りたいと思

いません。

○横路委員 どうも終ろうと思つたら

そのまま答弁されましたから……。しかし

ません。

私は、總裁に申上しげますと、そういう

比較もありましょう。しかしこれは国

家公務員と地方公務員の場合には、總裁御存じのように、今のような比較はしないですよ。大学を出て何年、國家公務員のカード、地方公務員の同じ学歴のカード、こう引張り出して処理していく。決して總体のトータルでなくほということやつたものではないん

ですよ。だから私は、今あなたが、そ

れは總体のトータルでやつたんだ、だから比較にはなりませんというこ

とは、少くともこの委員会の答弁として

はおかしいと思う。そういう比較だつてなさいているんでしよう。そういう

比較を全然しないで、總体のトータル

だけで一一名なんていふことはないん

です。必ずやはり五十なら五十のカ

ードを引い、それを一々対照して、そ

れを合せて検討しているはずなん

ですよ。どうやないですか。給与局長、

一つどうです。

○瀧本政府委員 われわれの方とい

うことは、いろいろな比較はやってお

ります。ただ先ほど總裁から申しまし

たように、今回の給与改善に当りまし

たのは、個々のポジション、たとえば行

政職の課長でありますとか係長を、

しましては、いろいろな比較はやってお

ります。ただ先ほど總裁から申しまし

たように、今回の給与改善に当りまし

たのは、個々のポジション、たとえば行

政職の課長でありますとか係長を、

たたかんととかいうことは考えていな

いはずだ。これの欠点はそこにあるの

ですね。この点は一つ十分政府の方

でも考えてもらいたい。なぜ一体この

点についてちゅうちょ逡巡されたかと

いう点については、まことにどうも人

事院もはなはだ遺憾である、こう申し

上げておきます。それから内藤局長に

は、少くとも前には三本建であっても

俸給表は全部一本にしてあつたもので

す。それをわざわざ高等学校について

は新大、それから小中についてては四年

は全部四年に切り変つてあるわけでは

ないでの、四年の方に切りかえてはい

ますけれども、まだ五〇%は短大卒な

人でござりますので、その点もお含み

よ。また答弁すると質問しますよ。

○内藤政府委員 実は現在のところ

でござりますが、まずその特別職の中

に、いろいろの二等級というものは、明らかに、いろいろのカードを抜いて調べたものもあるはずなんです。そのことは、

總体に一%低い、そういう立場から

言っても初任給は低いのですよ。これ

は大山さんだつてよく御存じだと思

う。決して官庁の初任給が民間と同等

だとかなんとかいうことは考えていな

いはずだ。これの欠点はそこにあるの

ですね。この点は一つ十分政府の方

でも考えてもらいたい。なぜ一体この

点についてちゅうちょ逡巡されたかと

いう点については、まことにどうも人

事院もはなはだ遺憾である、こう申し

上げておきます。それから内藤局長に

は、少くとも前には三本建であっても

俸給表は全部一本にしてあつたもので

す。それをわざわざ高等学校について

は新大、それから小中についてては四年

は全部四年に切り変つてあるわけでは

ないでの、四年の方に切りかえてはい

ますけれども、まだ五〇%は短大卒な

人でござりますので、その点もお含み

よ。また答弁すると質問しますよ。

○内藤政府委員 実は現在のところ

でござりますが、まずその特別職の中

に、いろいろの二等級というものは、明らかに、いろいろのカードを抜いて調べたものもあるはずなんです。そのことは、

總体に一%低い、そういう立場から

言っても初任給は低いのですよ。これ

は大山さんだつてよく御存じだと思

う。決して官庁の初任給が民間と同等

だとかなんとかいうことは考えていな

いはずだ。これの欠点はそこにあるの

ですね。この点は一つ十分政府の方

でも考えてもらいたい。なぜ一体この

点についてちゅうちょ逡巡されたかと

いう点については、まことにどうも人

事院もはなはだ遺憾である、こう申し

上げておきます。それから内藤局長に

は、少くとも前には三本建であっても

俸給表は全部一本にしてあつたもので

す。それをわざわざ高等学校について

は新大、それから小中についてては四年

は全部四年に切り変つてあるわけでは

ないでの、四年の方に切りかえてはい

ますけれども、まだ五〇%は短大卒な

人でござりますので、その点もお含み

よ。また答弁すると質問しますよ。

○内藤政府委員 実は現在のところ

でござりますが、まずその特別職の中

に、いろいろの二等級というものは、明らかに、いろいろのカードを抜いて調べたものもあるはずなんです。そのことは、

總体に一%低い、そういう立場から

言っても初任給は低いのですよ。これ

は大山さんだつてよく御存じだと思

う。決して官庁の初任給が民間と同等

だとかなんとかいうことは考えていな

いはずだ。これの欠点はそこにあるの

ですね。この点は一つ十分政府の方

でも考えてもらいたい。なぜ一体この

点についてちゅうちょ逡巡されたかと

いう点については、まことにどうも人

事院もはなはだ遺憾である、こう申し

上げておきます。それから内藤局長に

は、少くとも前には三本建であっても

俸給表は全部一本にしてあつたもので

す。それをわざわざ高等学校について

は新大、それから小中についてては四年

は全部四年に切り変つてあるわけでは

ないでの、四年の方に切りかえてはい

ますけれども、まだ五〇%は短大卒な

人でござりますので、その点もお含み

よ。また答弁すると質問しますよ。

○内藤政府委員 実は現在のところ

でござりますが、まずその特別職の中

に、いろいろの二等級というものは、明らかに、いろいろのカードを抜いて調べたものもあるはずなんです。そのことは、

總体に一%低い、そういう立場から

言っても初任給は低いのですよ。これ

は大山さんだつてよく御存じだと思

う。決して官庁の初任給が民間と同等

だとかなんとかいうことは考えていな

いはずだ。これの欠点はそこにあるの

ですね。この点は一つ十分政府の方

でも考えてもらいたい。なぜ一体この

点についてちゅうちょ逡巡されたかと

いう点については、まことにどうも人

事院もはなはだ遺憾である、こう申し

上げておきます。それから内藤局長に

は、少くとも前には三本建であっても

俸給表は全部一本にしてあつたもので

す。それをわざわざ高等学校について

は新大、それから小中についてては四年

は全部四年に切り変つてあるわけでは

ないでの、四年の方に切りかえてはい

ますけれども、まだ五〇%は短大卒な

人でござりますので、その点もお含み

よ。また答弁すると質問しますよ。

○内藤政府委員 実は現在のところ

でござりますが、まずその特別職の中

に、いろいろの二等級というものは、明らかに、いろいろのカードを抜いて調べたものもあるはずなんです。そのことは、

總体に一%低い、そういう立場から

言っても初任給は低いのですよ。これ

は大山さんだつてよく御存じだと思

う。決して官庁の初任給が民間と同等

だとかなんとかいうことは考えていな

いはずだ。これの欠点はそこにあるの

ですね。この点は一つ十分政府の方

でも考えてもらいたい。なぜ一体この

点についてちゅうちょ逡巡されたかと

いう点については、まことにどうも人

事院もはなはだ遺憾である、こう申し

上げておきます。それから内藤局長に

は、少くとも前には三本建であっても

俸給表は全部一本にしてあつたもので

す。それをわざわざ高等学校について

は新大、それから小中についてては四年

は全部四年に切り変つてあるわけでは

ないでの、四年の方に切りかえてはい

ますけれども、まだ五〇%は短大卒な

人でござりますので、その点もお含み

よ。また答弁すると質問しますよ。

○内藤政府委員 実は現在のところ

でござりますが、まずその特別職の中

に、いろいろの二等級というものは、明らかに、いろいろのカードを抜いて調べたものもあるはずなんです。そのことは、

總体に一%低い、そういう立場から

言っても初任給は低いのですよ。これ

は大山さんだつてよく御存じだと思

う。決して官庁の初任給が民間と同等

だとかなんとかいうことは考えていな

いはずだ。これの欠点はそこにあるの

ですね。この点は一つ十分政府の方

でも考えてもらいたい。なぜ一体この

点についてちゅうちょ逡巡されたかと

いう点については、まことにどうも人

事院もはなはだ遺憾である、こう申し

上げておきます。それから内藤局長に

は、少くとも前には三本建であっても

俸給表は全部一本にしてあつたもので

す。それをわざわざ高等学校について

は新大、それから小中についてては四年

は全部四年に切り変つてあるわけでは

ないでの、四年の方に切りかえてはい

ますけれども、まだ五〇%は短大卒な

人でござりますので、その点もお含み

よ。また答弁すると質問しますよ。

○内藤政府委員 実は現在のところ

でござりますが、まずその特別職の中

に、いろいろの二等級というものは、明らかに、いろいろのカードを抜いて調べたものもあるはずなんです。そのことは、

總体に一%低い、そういう立場から

言っても初任給は低いのですよ。これ

は大山さんだつてよく御存じだと思

う。決して官庁の初任給が民間と同等

だとかなんとかいうことは考えていな

いはずだ。これの欠点はそこにあるの

ですね。この点は一つ十分政府の方

でも考えてもらいたい。なぜ一体この

点についてちゅうちょ逡巡されたかと

いう点については、まことにどうも人

事院もはなはだ遺憾である、こう申し

上げておきます。それから内藤局長に

は、少くとも前には三本建であっても

俸給表は全部一本にしてあつたもので

す。それをわざわざ高等学校について

は新大、それから小中についてては四年

は全部四年に切り変つてあるわけでは

ないでの、四年の方に切りかえてはい

ますけれども、まだ五〇%は短大卒な

人でござりますので、その点もお含み

よ。また答弁すると質問しますよ。

○内藤政府委員 実は現在のところ

でござりますが、まずその特別職の中

に、いろいろの二等級というものは、明らかに、いろいろのカードを抜いて調べたものもあるはずなんです。そのことは、

總体に一%低い、そういう立場から

言っても初任給は低いのですよ。これ

は大山さんだつてよく御存じだと思

う。決して官庁の初任給が民間と同等

だとかなんとかいうことは考えていな

いはずだ。これの欠点はそこにあるの

ですね。この点は一つ十分政府の方

でも考えてもらいたい。なぜ一体この

点についてちゅうちょ逡巡されたかと

いう点については、まことにどうも人

事院もはなはだ遺憾である、こう申し

上げておきます。それから内藤局長に

は、少くとも前には三本建であっても

俸給表は全部一本にしてあつたもので

す。それをわざわざ高等学校について

○井上(清)政府委員 ただいまお話しになりました御説の通りでござります。す。
○愛田委員 そうしますと、公使が大使に昇格するということを今政務次官官署は言われましたが、格式の上で高い大使になる場合に、格式の低い公使よりも原則として給与が高いというのが建設的だなと思いますが、どうぞお聞かせください。
○井上(清)政府委員 一般的に申しますと、公使から大使になりました場合には位が上りますので、それに伴いましてする給与が上るのは大体原則かと思ひますけれども、そうでない場合もありますが、これは御承知でございます。
○愛田委員 そうではない場合があり得る方が多いように俸給表が作つてあるのです。ことに、六万六千円という事ができますと、大使と公使の食い合っているところの面の方が広くなっていますが、これは御承知でございます。
○井上(清)政府委員 大体、その人の経歴、閥族、経験等から大使、公使に任命し、またその経歴等によりましてどの俸給に当てはめて何するかということを考慮するわけでございますが、公使から大使になることによって俸給が下るということはないわけでござります。ただ、たとえば大使でも三号俸の大体がありますと同様に、四号俸の俸給給与の高い公使があるわけでございます。位が違つておりますと、年数とか、あるいはまた経験とかいうようなことによりまして給与の面において違つて参りますことを、これはやむを得ぬことじやないか、かように考えております。

お尋ねをあと回しにしまして、大体、五等大使といいますか、今回の安い給料で御赴任いただく大使がおいでにならぬことを予定されおりませんで、その人についていくわけではありません。しかし今度中南米の國でござります。これまで公使館であつた国がだいぶ大使館になります。そうした國には比較的若い大使が赴任することに相なりますので、大体今度の一号俸を受けるので、大使が赴任することになるのじやないか、かようにも思ひます。

○愛田委員 五等大使が赴任される國は結局中南米あるいはアジアの小さな國などのように、小國とあなたはつきあつてしまつた、一応大使には昇格をしておるけれども、格式は小さい國というところが対象になる、かようにも心得てよろしくございますか。

○井上(清)政府委員 大体お説の通りになると思ひますが、必ずしもそういうものかぬと思ひます。あるいは相当長年勤務された方でいろいろな関係で小さな國に行つていただく方があるかも知れません。そういう場合には比較的年齢の高い、給与の高い方がそうした國に赴任される場合もあるはあると思います。必ずしも一がいにどうこういうことは言ひ得ない、私はかようにも思つております。

○愛田委員 民間の学識経験者その他実業界、政界等からその仕事をなげうつて行つていただくような、特別に任用していただくような大使もできるわけですね、そういう人の俸給は何を基準にしておきめになるのか。

○井上(清)政府委員 やはり学識とか

その人の社会的な地位、それから大体適当なところじゃないか、
従来とつておりました俸給等といふ
ようなものをいろいろ参酌いたしまして、なか
で、それにふさわしい号俸にきめたい
と思います。ただやはり民間の相当の
大実業家なんかでござりますと、なか
なかこれに当てはまらぬ場合も出てく
るかと思いますが、できるだけそう
た方面に考慮をいたしまして、従来の
その方の給与というものを下らない程
度、そしてまた向うに赴任されま
仕事をやられますのに不便または不都
合の来たさない程度にきめるという
とが、そうした特別任用の場合の給与
をきめる基準に相なつておると考えて
おります。

○愛田委員 大使、公使の格式であります。しかし、小さな国であっても大使を交換したいという國に対してもはどしど遠慮なくこれを交換する、しかしながら大国であっても公使でいいところはそのまま残すというような形に外国との大公使交換における一つの流れがあるので、かような俸給表を作られたと了解してよろしくございます。

○井上(満)政府委員 それも一つの考え方だらうと思いますが、それと同時にできるだけ一つ若い人も抜擢をして若い大使もこしらえたい、そして現在のわが國の給与体系の中において、若い大使を抜擢した場合にはもう一段下の一母体を作つてもさよくな不都合は來たさない、さような考え方から一母体を作つたわけであります。

○栗田委員 在外勤務者には在外勤務手当が支給されておるわけですが、その在外勤務者の勤務手当の支給状況はどういう形に置かれておりますか、大使の俸給と関係しますので……。

○井上(満)政府委員 在外勤務者に対しまして本俸以外に在勤俸を支給いたしましたが、その在勤俸の根拠になりますものは、その赴任しておるわけでありますが、いたします國の物価の状態とか、あるいはまた為替の関係とか、いろいろな点を考慮して、それぞれの任地につきましてきめていくわけでございまます。そのきめます基準は大体どの程度のものを目標にきめるかと申しますと、まあ向うの国におきます中産階級の中くらいか、むしろ中の下くらいのところを目指にきめていくわけでござ

いまして、これだけのこととございますれば、向うに行きまして肩身の狭い思ひもせず、また國威を失墜するようなこともなく勤務ができるのぢやないか。というところで、大体その程度を目安にしておきめておる次第でござります。

○受田委員　ごく簡単に一、二の例をお示し願いたいと思います。

○木村政府委員　ワシントンにおきます外交官の在勤俸を例にとつて申し上げます。六級職の者がワシントンに赴任いたしました場合は、月額三百三十ドルを支給いたしております。年額にいたしまして二千七百五十ドルになるのであります。これを十号俸といたしまして、十号俸より漸次上位になりますにつれまして、十号から一号俸、公使、大使となっておりまして、大使は年額一万八千八百ドルになつております。五号俸をとつて申し上げますならば、五千七百八十ドルになつておりますが、この比率は一般職の職員の給与に関する法律に定めてございます。

○受田委員　大使の一万八千八百万ドルという金額は約二万ドルです。そうしますと、大体七百万円近い金額になると思うのですが、外務省の役人の中には在外勤務中に国内における借金の穴埋めをするといううわさも流れておるということでありまして、一年間に七百万円も本俸以外の小づかいがあると云ふことは、非常に恥まれておるお方であると御判断に相なりませんでしょうか。

○井上(清)政府委員　先般も在外公館のときに本委員会において申し上げた

と思いますが、先ほども繰り返しましたように、これは外國におきましての生活程度その他から比べまして決して高いものじやなく、まず中産階級の中または下を目指にいたしておるようなわけでございまして、あるいは日本の国内におきます生活程度と比べまして若干ゆとりがある生活ができるかとも思います。しかしこれも、外國におきましては、他の國の公館員との交際、つき合いその他いろいろございましてはあまり窮屈にして肩身の狭い思いをさせ、そして仕事をどんどん押しつけるというようなことでは思

う通りな仕事もできませんし、活発な外交の仕事をやるということでもできると思いませんので、ますこの程度で適当じゃないかということでおります。

○受田委員　外交官にはそれぞれ外交上の交際費というものが別に計上されていると思います。大使館としての交際費、外交儀礼上における大使がなす行為に対する交際費というものを別に計上されていて理解しておりますがいかがでありますか。

○井上(清)政府委員　各大使館には交際費を配分をいたしております。大使としての職務を執行いたします場合、また大使館としている仕事をやります場合に、その交際費は使えるわけ

が、在勤俸につきましては、私どもの方で詳細に各國の例を調べて、それと我が國の在勤俸はワシントン、パリ、ロンドン、モスクワというようなふうに各地において調べてみまして、米國、英國、これはなかなかやはり富の高い国でござりますから、あるいは比較はどうかとも思いますけれども、西独あるいはまたその他の國と比べましても、どうも在勤俸というものが割合に率が少いというふうに考えております。なおこの率につまして、必要でござりますれば、またお手元に資料として差し上げたいとも考へております。

○受田委員　もうそれでけつこうで

す。ただ外務省という特別のお役所が、外交上の責任を持つ役所として他の省に見ることのできない特別の給与を算定してござります。

○受田委員　大使の一万八千八百万ドルという金額は約二万ドルです。そうしますと、大体七百万円近い金額にならば、五千七百八十ドルになつておりますが、この比率は一般職の職員の給与に関する法律に定めてございます。

○受田委員　外交官にはそれぞれ外交上の交際費というものが別に計上されていると思います。大使館としての交際費、外交儀礼上における大使がなす行為に対する交際費というものを別に計上されていて理解しておりますがいかがでありますか。

○井上(清)政府委員　各大使館には交際費を配分をいたしております。大使としての職務を執行いたします場合、また大使館としている仕事をやります場合に、その交際費は使えるわけ

が、後ほどここに御足労いたく松浦さんとともに解決していただきたい重い問題があります。その一端を申し上げますが、今回この重要法案であることに田中官房副長官がおいでな

りますが、その交際費は使えるわけ

で、後ほどここに御足労いたく松浦さんとともに解決していただきたい重

い問題があります。その一端を申し

上げますが、今回この重要法案である

から、行政上の組織あるいは公務員の制度的な問題という大きな立場から、

何か一つの目標を持つてそれにつなが

ると思いますが、先ほども繰り返しましたように、これは外國におきましての生活程度その他から比べまして決して高いものじやなく、まず中産階級の中または下を目指にいたしておるようなわけでございまして、あるいは日本の国内におきます生活程度と比べまして若干ゆとりがある生活ができるかとも思います。しかしこれも、外國におきましては、他の國の公館員との交際、つき合いその他いろいろございましてはあまり窮屈にして肩身の狭い思いをさせ、そして仕事をどんどん押しつけるというようなことでは思

う通りな仕事もできませんし、活発な外交の仕事をやるということでもできると思いませんので、ますこの程度で適当じゃないかということでおります。

○受田委員　もうそれでけつこうで

す。ただ外務省という特別のお役所が、外交上の責任を持つ役所として他の省に見ることのできない特別の給与を算定してござりますが、これはおとするとならば、これは各公務員間の比較論の上において非常な問題が起ると思いますので、私今指摘したわけ

が、在勤俸につきましては、私どもの方で詳細に各國の例を調べて、それと我が國の在勤俸はワシントン、パリ、ロンドン、モスクワというようなふうに各地において調べてみまして、米國、英國、これはなかなかやはり富の高い国でござりますから、あるいは比較はどうかとも思いますけれども、西独あるいはまたその他の國と比べましても、どうも在勤俸というものが割合に率が少いというふうに考えております。なおこの率につまして、必要でござりますれば、またお手元に資料として差し上げたいとも考へております。

○田中(榮)政府委員　現在の国家公務員制度とかその給与の問題とかに

お考へであるかどうか、まずこれをお答えいただきたいと思います。

○田中(榮)政府委員　現在の国家公務員全体の給与その他に関しまする事柄の検討につきまして、内閣官房に公務員制度調査室がござりますが、これは昭和二十九年に公務員制度の検討のため設けられた一つの組織でござります。従いまして当初におきましては、いわゆる公務員制度調査会の取り扱う事柄につきましてお世話ををする、ある

いはこうしたことがそもそも公務員制度調査室の出発でございまして、かよ

うな大きな全體の問題を取り扱うため

には、とうていこの公務員制度調査室

のような小規模なものでは人手が足りませんし、また十分に能力を發揮する

ことができないことは私ども重々承

知をいたしておるのでござります。さ

うな関係からいたしまして、将来といたしましては、この公務員制度調査

として現に出されておる法案のトップ

マネージメント関係の、たとえば事務

次官を置くとかというような法案を

出しになつたのではないかと思うので

お考へでお出しになつたか、お答えお

いただきたいと思います。

○田中(榮)政府委員　当初、この行政機構改革案を出したました当時の考え方

いたしましては、現在の国家の制度のあり方がややもすると政治と事務との非常に混同されやすい、またややもすれば政治が事務によって支配されるというようなおそれもございりますし、あくまで行政は政治が先行してそれに事務が従うのが行政の本体である、かような考え方からいたしまして、国の行政をやる上におきまして、どうしてもトップ・マネージメントの制度を採用いたしまして、これによつて最高方針を立て、この方針を具体的に実現するためにこの管理職の問題を解決する、かような考え方から出发をいたしました。現在もその考えはあるのであります。現在もその考えはあるのであります。ただいるいろいろな関係からいたしまして当初の考えが若干訂正されまして、現在御審議を願つておるようない行政機構改革案に変更されたわけでござります。

○受田委員 公務員制度改革の根本的な策といふものは、それならいつごろお出しになる御予定でございましょうか。

○田中(繩)政府委員 この公務員制度全体の改革につしましては、また給与改訂以上に非常にめんどうな問題があり、大きな問題でございますので、常国会あたりに提案される運びになるであろうということだけは、申し上げて差しつかえなかろうと思ひます。

○受田委員 次期国会以前に公務員制度改革案を用意するというお言葉であります。私は、そうした政府の態度があることに對して、今回出された給与法案と之にらみ合せてお尋ね申上げたいのですが、これはあなたの方におられた松浦さんが今帰

られたままではございませんが、あくまで行政は政治が先行してそれに事務が従うのが行政の本体である、かような考え方からいたしまして、国の行政をやる上におきまして、どうしてもトップ・マネージメントの制度を採用いたしまして、これによつて最高方針を立て、この方針を具体的に実現するためにこの管理職の問題を解決する、かのような考え方から出发をいたしました。現在もその考えはあるのであります。ただいるいろいろな関係からいたしまして当初の考えが若干訂正されまして、現在御審議を願つておるようない行政機構改革案に変更されたわけでござります。

○受田委員 今後この問題が決まりますか、そのいずれであるかお答えを願いたいと思う。

○田中(繩)政府委員 今回の給与改訂調査会から答申されました中には、もちろん給与の改訂等も若干含まれております。そこで、御承知のように、昨年七月、人事院から公務員全体の給与の改訂に関する勧告がなされましたので、その当時政府としてはできるだけその勧告を尊重して、なるべく早期に実施いたしたいということを声明いたしております。さような関係もござりますので、とりあえず国家公務員全体の給与だけはなるべく早く人事院の意思をも尊重して出したいたい、かような趣旨から今回公務員給与の改訂の法案を出した次第でござります。

○受田委員 それに関連して私が今問題にしてみたいと思うのは、今国家の公務に従事するいは地方の公務に従事している人を全部含めて、少くとも

公務員と名のつく人々に対しての給与体系が個々ばらばらである。これを何とか中央でまとめようというような意図は持つておられないのか。先ほどい

よいよ複雑多岐になって從来よりもかえつて煩雜化しているということを申し上げたのであります。たゞ、大目標とし

られて、お答えをいただく方に妙味があらわれます。

○受田委員 うものは、そうした公務員制度の根本的な改革とあわせて取り扱うべきものとお考えになつておるのでありますか、別にこれを分けて取り扱うのが本體としてお考えになつておるのであります。

○受田委員 あなたとしては、この給与制度とい

うものとお考えになつておるのでありますか、お答えいただきたいと思

う。

○受田委員 うものは、統一的取扱いに

あるのでござりますが、あなたにございますまいか、お答えいただきたいと思

う。

○受田委員 うものは、統一的取扱いに

あるのでござりますが、あなたにござ

いますまいか、お答えいただきたいと思

う。

○受田委員 うものは、統一的取扱いに

あるのでござりますが、あなたにござ

素もあるかと思いますが他面これは非常に特殊性があるということも十分御認識をいただいていいと思います。憲法の規定でも裁判官等につきましては特別の条章を設けまして給与についての規定を設けておるわけでありまして、特殊性が十分あるということを御認識をいただきたいのであります。この法務省の職員につきましては、先ほど来申し上げましたように、非常に特殊性がござりますので、現実の必要上こういうふうなことになつておるということを申し上げたいと思います。

○愛田委員 現実の必要ということについて私は疑惑があるのであります。あなた

は、法務省を裁判官や検事の出先機関

にするという危険が多分にこの問題に包蔵されていることをお考えにならなければならぬ。長く法務省におられると自然に朱に交わって赤くなるといふことにもなつて、そのにおい、くさみをかくことができなくなる。しかし

外部から見ればこの法務省の内部の検事をもつて一般職の職務を行わせ、し

かも検事の俸給を与えるというやり方

に至つては、これは異氣ふんぶんはないもちろぬです。由來法務省に一般の

外部の立場から大臣が就任せられるところ勤まらない、犬養さんにしてもし

かり、「大平委員長代理退席、委員長着席」とあります。

○愛田委員 研究をせられるというと

知のように最高号俸が十五級職よりも

まだ三千円ばかり高いところの給料を

もらつておられるのであります。その

一号俸をもらうような人々がここへ来

す。

二号俸たつてそうです。そういう形

から

い

たならば、ここで一般職の俸給を適用

する

度と給与体系を破つているこの間違い

を正すことができません。あなたのお隣におられる田中さんに対しても私は

お尋ねしたいのであります。国全体の公務員制度というものの本質と、そ

うして公務員に対する給与はその職務

に對して支給されるのであって、實際

取り扱つていないところの検事などと

いう身分に對して支給されるものではな

いという一線は、十分御承知でござい

ますか。これを一つお答え願いたいの

です。

○位野木政府委員 仰せられる趣旨も十分了解でございますが、職務という關係から見ましても法務省のある一定のポストにつきましては職務上の特殊性があるということが十分言えますと考へております。この一方公務員制度全体との關係をどの程度調整するかということをございますが、これにつきましては公務員制度全体の検討

をされる場合にも、その特殊性と一般性ということを研究されると思ひます

が、それと関連いたしまして調和でき

る範圍において体系を整えるというこ

とは、これは望ましいことと思います

ので、そういう点については今後の推

進もにらみ合せまして研究いたしたい

と考へます。

○愛田委員 研究をせられるというと

ころに發展されたので私もある程度了

解するところがあるのであります。一般職の職員とまた特別職の職員との間の人事

交流あるいは一般職の職員間における

職群間の人事交流、こういう問題が先

ほど以采取り上げましたが、事實

されると明らかに引き下げる所以で

す。二号俸たつてそうです。そういう形

から

い

たならば、ここで一般職の俸給を適用

する

度と給与体系を破つているこの間違い

を正すことができません。あなたのお隣におられる田中さんに対しても私は

お尋ねしたいのであります。國全体の公務員制度といふものの本質と、そ

うして公務員に対する給与はその職務

に對して支給されるのであって、實際

取り扱つていないところの検事などと

いう身分に對して支給されるものではな

いという一線は、十分御承知でござい

ますか。これを一つお答え願いたいの

です。

○位野木政府委員 仰せられる趣旨も十分了解でございますが、職務という關係から見ましても法務省のある一定のポストにつきましては職務上の特殊性があるということが十分言えますと考へております。この一方公務員制度全体との關係をどの程度調整するかということをございますが、これにつきましては公務員制度全体の検討

をされる場合にも、その特殊性と一般性

ということを研究されると思ひます

が、それと関連いたしまして調和でき

る範圍において体系を整えるというこ

とは、これは望ましいこと思います

ので、そういう点については今後の推

進もにらみ合せまして研究いたしたい

と考へます。

○愛田委員 研究をせられるというと

ころに發展されたので私もある程度了

解するところがあるのであります。一般職の職員とまた特別職の職員との間の人事

交流あるいは一般職の職員間における

職群間の人事交流、こういう問題が先

ほど以采取り上げましたが、事實

されると明らかに引き下げる所以で

す。二号俸たつてそうです。そういう形

から

い

たならば、ここで一般職の俸給を適用

する

度と給与体系を破つているこの間違い

を正すことができません。あなたのお隣におられる田中さんに対しても私は

お尋ねしたいのであります。國全体の公務員制度といふものの本質と、そ

うして公務員に対する給与はその職務

に對して支給されるのであって、實際

取り扱つていないところの検事などと

いう身分に對して支給されるものではな

いという一線は、十分御承知でござい

ますか。これを一つお答え願いたいの

です。

○位野木政府委員 仰せられる趣旨も十分了解でございますが、職務という關係から見ましても法務省のある一定のポストにつきましては職務上の特殊性があるということが十分言えますと考へております。この一方公務員制度全体との關係をどの程度調整するかということをございますが、これにつきましては公務員制度全体の検討

をされる場合にも、その特殊性と一般性

ということを研究されると思ひます

が、それと関連いたしまして調和でき

る範圍において体系を整えるというこ

とは、これは望ましいこと思います

ので、そういう点については今後の推

進もにらみ合せまして研究いたしたい

と考へます。

○愛田委員 研究をせられるというと

ころに發展されたので私もある程度了

解するところがあるのであります。一般職の職員とまた特別職の職員との間の人事

交流あるいは一般職の職員間における

職群間の人事交流、こういう問題が先

ほど以采取り上げましたが、事實

されると明らかに引き下げる所以で

す。二号俸たつてそうです。そういう形

から

い

たならば、ここで一般職の俸給を適用

する

度と給与体系を破つているこの間違い

を正すことができません。あなたのお隣におられる田中さんに対しても私は

お尋ねしたいのであります。國全体の公務員制度といふものの本質と、そ

うして公務員に対する給与はその職務

に對して支給されるのであって、實際

取り扱つていないところの検事などと

いう身分に對して支給されるものではな

いという一線は、十分御承知でござい

ますか。これを一つお答え願いたいの

です。

○位野木政府委員 仰せられる趣旨も十分了解でございますが、職務という關係から見ましても法務省のある一定のポストにつきましては職務上の特殊性があるということが十分言えますと考へております。この一方公務員制度全体との關係をどの程度調整するかということをございますが、これにつきましては公務員制度全体の検討

をされる場合にも、その特殊性と一般性

ということを研究されると思ひます

が、それと関連いたしまして調和でき

る範圍において体系を整えるというこ

とは、これは望ましいこと思います

ので、そういう点については今後の推

進もにらみ合せまして研究いたしたい

と考へます。

○愛田委員 研究をせられるというと

ころに發展されたので私もある程度了

解するところがあるのであります。一般職の職員とまた特別職の職員との間の人事

交流あるいは一般職の職員間における

職群間の人事交流、こういう問題が先

ほど以采取り上げましたが、事實

されると明らかに引き下げる所以で

す。二号俸たつてそうです。そういう形

から

い

たならば、ここで一般職の俸給を適用

する

度と給与体系を破つているこの間違い

を正すことができません。あなたのお隣におられる田中さんに対しても私は

お尋ねしたいのであります。國全体の公務員制度といふものの本質と、そ

うして公務員に対する給与はその職務

に對して支給されるのであって、實際

取り扱つていないところの検事などと

いう身分に對して支給されるものではな

いという一線は、十分御承知でござい

ますか。これを一つお答え願いたいの

です。

○位野木政府委員 仰せられる趣旨も十分了解でございますが、職務という關係から見ましても法務省のある一定のポストにつきましては職務上の特殊性があるということが十分言えますと考へております。この一方公務員制度全体との關係をどの程度調整するかということをございますが、これにつきましては公務員制度全体の検討

をされる場合にも、その特殊性と一般性

ということを研究されると思ひます

が、それと関連いたしまして調和でき

る範圍において体系を整えるというこ

とは、これは望ましいこと思います

ので、そういう点については今後の推

進もにらみ合せまして研究いたしたい

と考へます。

○愛田委員 研究をせられるというと

ころに發展されたので私もある程度了

解するところがあるのであります。一般職の職員とまた特別職の職員との間の人事

交流あるいは一般職の職員間における

職群間の人事交流、こういう問題が先

ほど以采取り上げましたが、事實

されると明らかに引き下げる所以で

す。二号俸たつてそうです。そういう形

から

い

たならば、ここで一般職の俸給を適用

する

度と給与体系を破つているこの間違い

を正すことができません。あなたのお隣におられる田中さんに対しても私は

お尋ねしたいのであります。國全体の公務員制度といふものの本質と、そ

うして公務員に対する給与はその職務

に對して支給されるのであって、實際

取り扱つていないところの検事などと

いう身分に對して支給されるものではな

いという一線は、十分御承知でござい

ますか。これを一つお答え願いたいの

です。

○位野木政府委員 仰せられる趣旨も十分了解でございますが、職務という關係から見ましても法務省のある一定のポストにつきましては職務上の特殊性があるということが十分言えますと考へております。この一方公務員制度全体との關係をどの程度調整するかということをございますが、これにつきましては公務員制度全体の検討

をされる場合にも、その特殊性と一般性

ということを研究されると思ひます

が、それと関連いたしまして調和でき

る範圍において体系を整えるというこ

とは、これは望ましいこと思います

ので、そういう点については今後の推

進もにらみ合せまして研究いたしたい

と考へます。

○愛田委員 研究をせられるというと

ころに發展されたので私もある程度了

解するところがあるのであります。一般職の職員とまた特別職の職員との間の人事

交流あるいは一般職の職員間における

職群間の人事交流、こういう問題が先

ほど以采取り上げましたが、事實

されると明らかに引き下げる所以で

す。二号俸たつてそうです。そういう形

から

い

たならば、ここで一般職の俸給を適用

する

度と給与体系を破つているこの間違い

を正すことができません。あなたのお隣におられる田中さんに対しても私は

お尋ねしたいのであります。國全体の公務員制度といふものの本質と、そ

うして公務員に対する給与はその職務

に對して支給されるのであって、實際

取り扱つていないところの検事などと

いう身分に對して支給されるものではな

いという一線は、十分御承知でござい

ますか。これを一つお答え願いたいの

です。

○位野木政府委員 仰せられる趣旨も十分了解でございますが、職務という關係から見ましても法務省のある一定のポストにつきましては職務上の特殊性があるということが十分言えますと考へております。この一方公務員制度全体との關係をどの程度調整するかということをございますが、これにつきましては公務員制度全体の検討

をされる場合にも、その特殊性と一般性

ということを研究されると思ひます

が、それと関連いたしまして調和でき

る範圍において体系を整えるというこ

とは、これは望ましいこと思います

ので、そういう点については今後の推

進もにらみ合せまして研究いたしたい

と考へます。

○愛田委員 研究をせられるというと

ころに發展されたので私もある程度了

解するところがあるのであります。一般職の職員とまた特別職の職員との間の人事

交流あるいは一般職の職員間における

職群間の人事交流、こういう問題が先

るわけでござります。その内容を申し上げますと、それぞれの階級につきまして一般職の相当する俸給の号俸を基礎にいたしまして、勤務地手当それから超過勤務手当等を俸給の中に織り込みまして、なおさらにはそれから恩給納金あるいは共済組合の本人の負担金等を差引きまして、さらに一曹以下の営内者等につきましては、食費あるいは居住費たる光熱水費等を引きましたものを日額に直して、それぞれの階級別の俸給月額をきめておるわけでござります。それでただいま御指摘になりましました陸将でございますが、陸海空将のこの將といううボスト、職務内容等が大体一般職のどれに當るかということはいろいろの考え方はあるでございましようが、われわれといいたしましては、諸外国の例等も勘案いたしまして、大体陸将の甲につきましては、従来申しますと十五級の一それから陸将の乙は十四級の一あたりのところに基準月額を求めまして、先ほど申し上げましたような方式で判定したものを現在の俸給額としたわけであります。

ておったんです。何を好んで日額をと
ここで作ってちょっと表面は安く見え
て中身は多いというような俸給表を作
りにならなければならないか。こうい
うことに疑惑を抱かれるのですから
ら、一般職の公務員の取扱いに準ずる
という法の精神からいったならば、今
もあなたの御説のように管理職手当と
か、そのほか超勤手当とか、いろいろ
な諸手当等も一般職に準じた取扱いを
されて統一ある給与体系を防衛庁の中
にもお作りになる必要があるのではないか
いか、私これをちよいちよい御注意申
し上げておいたんですが、考慮するよ
ういながらも今日依然として旧態依然
たる改正案をお出しになつておる。私は
はこの点はなはだ解せないのであります
が、私が今申し上げていることは誤
りであるかどうか、昔の軍人の俸給表の適用
制度を考え、現在においても防衛庁の
内部職員の中に、内局の職員とか、防
衛庁の文官という一般職の俸給表の適用
を受ける人々との間における大きな差
食い違い等を直す意味において、この
際一本の体系になおすというお考えは
ないか、お考えをいただきたいのであ
ります。

おぎまして、参事官等の俸給表、から事務官等の俸給表、とて文書表といろいろある部内にたくさんあります。がござることは、人事の異動、事務管理上支障あることでございまして、自衛官につきまして、果して文書表と全く同一の一つの俸給表で一律で得ることができます。度をとつておりますので、若干そのとどから御意見を承わっておりますと、俸給表なるべく簡素化する方向で今後とも研究はいたしたい、かよろしく考えております。

○受田委員 そのほかの防衛庁の問題はまたあらためてお尋ねすることになりますが、今申し上げたような諸般のいろいろな公務員の立場によって、各個ばらばらな俸給表が作られております。今大臣と副長官とお二人これから詳細にお尋ねねます。お答えの中にありますように、同じ俸給表に当てはめるということを私は要求しております。防衛官の方の特質を十分認識しておるのでありますから、今回お出しになっていよいよ一般職の行政職の方に準じてやれとうことを申し上げているのではない。しかし系列を同じにするということはこれは大事なことであって、日額制に直す、こういうようなさわめない。昔だって軍人はどんどん転仕をしておった。今あらたまつて転仕が多くなったわけではない。特にこの間死の問題では、行進の実態調査などを拝見いたしました、夜昼かけ持ちで働いている。おつけにならなければならない。転仕が多いとかなんとか、いう問題ではない。昔だって軍人はどんどん転仕をしておった。今まで転仕が多くなったわけではない。特にこの間死の問題では、行進の実態調査などを拝見いたしました。

過勤務手当ももらわないでがんばって
いる自衛官の立場を考えたときには、
十分私たちには御同情申し上げているの
です。だからそういう問題について、
俸給表についてある程度手ごころを加
えるということは、ある意味では異議
はありません。私は体系の問題を申し
上げている。そこで給与担当大臣と、
公務員制度及び給与の全般の統制
をとられる田中さんとに統一してお尋
ねを申し上げたいのでございますが、
時間も進んでおりませんので、早く切り
上げます。あなた方お二人に対しても交
互にお答えをいただきたい問題は、今
回提出されているこの給与法案は、こ
れは給与体系の問題としてもきわめて
重大な変更を加えた法案であり、また
その中に一つの職階的な要素を盛り込
んだものとして批判もされている法案
であるだけに、この際国民にも納得させ、
またこの俸給表の適用を受ける公
務員にも納得してもらって、みんなが
納得するような形での法案が取り扱
われなければならぬと私は思うので
す。だから一方的な押し売りでもな
く、またあなた方がいたずらに迎合さ
れるという必要もない。筋の通ったこ
とはどしどしおろしそうに思つただけ
いいのでござりまするが、しかしながら
、私も今から一つ二つこれまでの質問
者が触れておられなかつた点について
お尋ねをさしていただきますならば、
この基本的な給与法案の中において一
つ大きな矛盾ができる。その矛盾
は先ほど指摘された中にもあつたわけ
でござりますが、初任給をどこへ置く
かということと、そして同じく出発した
職員が先でばらばらな待遇を受けてく
るという、この問題です。これは厳密

に言つたならば、俸給表は全部の公務員に対し一本をもつて私は理想とすると思うのであります。高等学校で大学を出た公務員が勤務年数に応じて順次段階を踏んで進んでいくという形が、これは私たちとしては理想であると思つておるのでござりますが、しかし問題はそれぞれの職種の職務の内容等にそれぞれの特色もあるので、こういう俸給表を出したとということでありますから、一応この俸給表をもとにしてお尋ねいたします。大体一般職の国家公務員試験を、つまり六級職・五級職、四級職と続いておるこの公務員試験を受けて一緒に出発した職員において、途中で上の階級に上らなかつた場合に、昇格しなかつた場合に、そこで足踏みをして差等ができる。従つて同時に出発した職員の能率があり、成績が優秀であると認められた方はどんどん進んでいくが、途中でつまずいた人は同じ公務員試験に合格した人でも差等ができる。こういうような問題は具体的な問題として私達としては本人の能率とか、努力とかいうものをある程度考慮する意味においてこれは認めます。しかし問題は試験にパスした人々と、またある資格試験をパスした人々とが、職群が異なることによつて一般職の公務員試験にパスした人と、他の職群におけるある特定の資格試験にパスした人との前進の度合において著しい相違を持たしておると、いうことが、これは重大な手落ちである。特に教員の場合に、あるいは医療職の場合に、これはそれぞれの資格を持つた人がその職務につくわけであつて、決して無資格でその地位をなす人にはございません。ところが教員の場合は

でありますても、われわれは三本建法案に反対をして立場でございますが、大学を出て九千八百円という初任給、四年制の新大を出た人、これが中学校へ出る場合と、高等学校へ出る場合と、大学へ出る場合と、それそれだけです。しかもその俸給表の昇給期間の問題のみならず、俸給そのものが一本の体系になつておらないで、それぞれの職種と職群においてばらばらにできております。これは教育職員の今度出された法案で一つ例をとりますと、別表第五のこの高等学校の場合、大学を出た人が十年たつと、ここで一万八千八百円という俸給をもらう。二十年たつと二万九千四十円という俸給をもらうわけなんであります。ところがこちらの同じ大学を出た九千八百円で始まつた中小学校の俸給表の適用を受ける人は、最初の十年間においてはこれは相違がございません。しかしその次の十年先へ行くと二万八千八百円という差等を生じておる。これは明らかに三本立ての弊害ではございましても、個々に比べてみますと、その数字上の比較でござりまするが、一方で作られてゐる二号表による数字とこの三号表による数字とは、それぞれの数字を異にしておるというところに、給与体系における複雑さを増しておると思うのです。同じ形で出発した職員に対する、ある勤務年数を経た後における俸給表の数字差というものを、同一学歴、同一勤務年表の条件のあつた場合には、同じ形で進ませるという形を希望しているということは、お互の發言の中にしばしば出したことござります

るが、それを越えて、さらに俸給表の数字に差等をつけているという問題は、先ほど私が最初に指摘した体系を複雑化させるという一つの例証になりますが、あなた方がいたしましては、同じ教育職員に例をとりますならば、教育職員の方といいたしましては、同じ教育職員が同様に俸給表の通し号俸の統一ぐらいは何とかそれなかつたものでござるか、一つお答えを願いたい。

○松浦國務大臣 先ほど来いろいろの例を引いてお話をなつたんでありますがあが同じように出発して、同じ試験を受けて、同じ学校を出て、一人は上へ上つていき一人は下に残るじゃないかという御指摘がありますが、これは社会の現在の実相がそういったものになつておるのを、いわゆる勤情の問題、創意工夫の問題、それからその役職における後輩を率先して、指導的な立場に立ち得る人というような人たと、おのづから人間の差が生じて参りますから、長い時間の間にはそういうことができることはやむを得ないのじやないかと思うのです。

それからもう一つは、職務によって差が違うのではないか。特に教育と医療のことを御指摘になりましたが、職務によって差がありますことは現在も差というものを一本にして教育職員の場合はむしろ縮まっておるのではあるまいが、その後少々聞くというような形に相なつておるかと思つておられます。○愛田委員 その俸給金額の数字上の差といふものを一本にして教育職員の場合はむしろ縮まっておるのではあるまいが、その後少々聞くというような形に相なつておるかと思つておられます。

○愛田委員 御指摘のありました点につきまして、大体現行五年目くらいでは五百円差に現実になるわけでござりますが、これを俸給表の上で表わしましたために、御指摘になりました五百円の差が数字の上で表われたということがあります。○愛田委員 その五百円の差をそぞう方に持つていつたということでおさいますが、同一の職務に従事しておられるという教育職員という立場から、教育職員の俸給表としての十分の配慮をして、そこに通し号俸をなるべく採用できるような努力をする道はなかつたか。あなたに今お尋ねしているのは結果を申し上げておるのではない、過程において努力する道はなかつたかとわけです。

○大山政府委員 現在の三本立ての建前を踏襲するためには、どうしてもこういう構成をとらざるを得なかつた、こういうことです。

○愛田委員 もう一つこれに関連する問題でござりますが、学校の職員構成の上において、校長にいつなるか、これは非常にむずかしい問題でござります。

○大山政府委員 ただいまのような事例につきましては、やはり地方におきましていろいろ問題が起る点がござりますが、やはり運用の面において何らかお考え願うというほかないかと存じます。

○受田委員 運用の面でどういう取扱いを具体的にとるかということをお尋ねしておるわけです。

たしまして、そういう場合を想定してさらに下の金額の俸給表というものを作ることも考えられると思います。あるいは暫定的に従来の俸給に即した俸給を臨時にきめるということも可能かと存じます。

問題になるのでございますが、暫定的な俸給金額をきめるという場合が起る。しかしながら、学校長の俸給表は、明らかに一等級として敵たる数字が出ております。この数字を無視してほかの勝手

な数字を当てはめるということが、俸給体系を廃止する人事院の立場から見ても、また政府の立場から見ても妥当といえますか。

○大山政府委員 私が申し上げましたのは、地方等におきましてそういう場合が起る可能性がありますれば、そういう地方においてはやはり俸給表もこれに準ずるわけでございますが、また別の定め方をする場合もあるのではないか、こういう考え方がありま

○愛田委員 ここに俸給表がばらばらの数字をあげているといろに、人事の交流などに非常な問題が起つてくるわけです。たとえば付属の高等学校の先生が付属の中学校の先生に転任する、あるいはその逆の場合がある。あるいは研究職に變つていくとかあるいは地方法官庁の公務員になるとか、特に教育公務員の場合には、中小高・大学の間ににおける人事の交流ということもしばしば行われるのでござりますから、その

三つの教育職員の俸給表の体系だけは俸給金額の数字をそろえていくような形に持つていかないと今私が一例をあげたような問題が起るよう、いろいろと人事交流面においても支障が起つてくるのです。そういうところを是正する道がこの俸給表では開けていない。これを何とか是正して、俸給金額の体系を一本化する努力をすべきでなかつたか。これを人事交流の面と、今あげました幾つかの事例の場合における具体的例において御回答願いたいのであります。

も解せないのでございますが、これは新制大学を卒業して講師になつておられる場合でござりますと、どういふ者の方で解決すればよろしゅうござりますか。

○大山政府委員 説明が不十分でございましたが、上の免許状を持つていて、場合には二等級ということでござります。

○受田委員 もう一つここで、その任給をどう設定するかということでござりまするが、もちろん人事院規則にある初任給基準表を拝見をしましても、前席のある方々に対しての規定などを取り扱つたらいかというところに非常な矛盾があるわけですが、今同様はこれをどういうふうに取り扱おうと用意されておりますか。

○大山政府委員 これは人事院規則の問題になるかと思いますので、人事院

○瀧本政府委員 教育職員の前歴の中題でございまするが、これは先般昨年の暮れの国会で通過いたしました高齢歴教職員の待遇に関する法律がございまますから、この趣旨に従いまして人事院はごく最近人事院指令を出したのでございます。この結果いわゆる古のでござります。

内に直ちに変える必要はないのでは
かろうか、実際の運用面におきまし
その基準が順守されていないような
合が往々あるかもしませんが、そ
までは人事院は何とも立ち入って言
ふことができない、その結果が現われ
おるというような状況もあるようす
れわれ聞いておる次第でござります
は、今後これを十分是正するといふ
意見のようでもございますが、今ま
の人事院規則で認められた規定が今
の法律によってある程度緩和されあ
いは救済されたという場合において
新しい規則をどしどしあつてこれを
済すという用意をしておれるのか
うか。

○瀧本政府委員 前回換算の問題に
しましては、今度は法律が變るとい
ことになりますれば、現在の人事院
規則では不備な点がござりますので、
それをもう一度やり直すということが
あるかも知れませんが、大体におきまし
て原則は現在程度のものをさしあた
はやつしていく、このように考えてお
ます。

○受田委員 いま一つ、大学院を置
大学と大学院を置かない大学との俸
表の問題でございますが、これは大
学院を置いたからといって教授に違
あるわけではないのです。この問題で
どういうふうに解決していくわけで
ざいますか。大学教職員の俸給表
よつて御説明願いたいと思います。

○大山政府委員 ただいまの点は現
法の規定を踏襲しております。

採用されざる人の進み方との比較検討になるわけなんです。事実上横路君がさつき申しましたように、公務員試験に合格しても六級職として採用されない諸君がある、それはやっぱりそれぞれの職務における級別定数というような問題も起つて、またそれぞれの官庁における都合もあり、また実際に採用される段階になつてくると、他の会社等で有利な条件で採用しようというようなことで、その方へ出かけていく等いろいろな混亂があつて、公務員試験に合格した者の進み方にはばらばらな姿が見られるわけなんです。私の方で、昭和三年にあなたの方で出された数字は見ておるのでございますが、実際に試験に合格した者が千五十一名で採用が六百六十七名、こく最近のがあればと思ったのですが、大体約六割をちょっととこえた程度の採用しかされていないのです。この未採用の人々の進職として採用され、あるいはその他の形で採用された職員が現実にありますかどうか。

○浦本政府委員 六級職試験といいますか、すのは採用試験でございまますので、新たに六級職試験に合格いたしまして採用されます場合には六級一等でござります。現在在職いたしまする者が在職中にある試験を受けまして合格いたしました場合のことをお話しになつておると思うのでござりますが、これは事後におきましてそういうことは一応考慮に入れて現実の運営はされておる現状であります。ただこれは新規採用でございませんので、現にその人の給料はきまつておるわけでござります。従いましてもその人がやめまして新たにもう一度六級職として採用されるという場合には、これは六級一号になるわけでございますが、現在に在職してすつといつておる場合にはほんと飛んだりすることもござりますので、漸次その辺は考慮されて運営されておると言えます。

ストにその個々の人間が適格性を持った
ておるかどうかという一つの判定基準
によりまして、その判定基準にふさわ
しいと認められる者については昇格し得
るというものが体系であります。ただま
申し上げましたことが、給与等級の規
定であり、第一項が、あとで申し上
げたところの基礎項目が法律に明記
されておるわけです。人事院といたし
ましては、個々の具体的な昇格とい
うものを一つ一つやるわけには参りませ
んので、いわゆる一般にいわれており
ますところの昇格基準表というものを
作りまして、たとえば具体的にはこれ
がどうなつっているかということを申し上
げますと、その級に一定の在級年数を
を持っておることを必要とする、ある
いは全体の経歴として何年経過してお
ることを条件とする。まあ大体在級年
数と経験年数との二つの要素を基礎に
してきめております。その条件に合致す
した者につきましては、任命権者たる
各省長のお立場におきまして御運用を
願つて——人事院として基準を作つて
おりますのは以上のところまででござ
いまして、それ以後の運営は、やはり
任命権者の良識ある運営に委つてお
ります。そこで、この人事院としての基
本的な考え方を述べさせていただきます。

○ 潤徳政府委員 ただいまの点につきましては、先ほど申し上げましたようになつて、一定の基準は各省庁に示しておるのでござりますが、各省庁が先ほど御指摘になりましたところの勤務評定制度というようなものも重要な参考資料としてお持ちになつております。ところが今後は御承知の通り、年一回原則としてやることになつております。ところが今後は御指摘になりましたことは、欠員があつた場合にその都度その都度やることになつておりますので、勤務評定制度が実施されていますところの時期と、現実に昇格が行われますところの時期とは相當食い違ひがございます。従いましてその辺のところは任命権者が調整を加えまして、おのずから法における公務員の精神にのつとて成績主義というものを考慮して、良識ある運営が行われるはずであるというふうに考えておる次第であります。

ざいますと、等級数が多いとそういう現象が多いだらうというお話をござります。現在も、給与法におきまして昇格ということはあるのでござります。そういう意味から申しますと、現在は十五の段階がありますので、その度々大きいといわなければなりませんが、昇格の際には厳正なる選考によりましてこれが上るものである、またそう運営されるのが当然である、われわれはこのように考えておるのであります。今御指摘の点を引用いたしましたが、数が少い方が少いということになりますと、その意味においては、これまで現行よりもそういうことはほど緩和されておるといえるのではなかろうかと思うのであります。

Digitized by srujanika@gmail.com

全国の人事院の報告書によれば、御指摘の通りであります。法律案の俸給表も、調子は同じものであると思っておるのであります。現在係長では、御指摘のようある職務の級をくくりまして、その中で任命権者が運営し得る、こういうふうにいたしております。御指摘の通りでございます。その係長というものの、くくり、それから課長補佐のくくり、それから課長のくくり、ともかくこのようにくくりをすつと見て参りますと、これが大体七つの段階になるのでございます。そういう意味におきまして、今回の俸給表は、現実に給与法が運営されております実態をそれに即して分けた、このようにも見られるのであります。そういたしますれば、その点に関する限りは、現行法も今度の新しい法律案も、大差はないということがいえると思うのであります。ただ現行法におきましては、同じ係長でありますても、やはり幾つかそこに職務の級がありますので、人事院できめておられます昇格基準表の最低年限に達したならば全部が上るという保障はないわけでございます。現在各省の任命権者は良識をもつて運営されておると思うのでありますけれども、その間にやはり遅延はある、そういうことが今度の俸給表におきましてはなくなる、この点は申し上げ得ると思うのであります。

○受田委員 最近終戦後の大掛採用者の行き詰まり的なふくらみ状況に職員の分布がなっているということは、しばしば指摘されておるのでございますが、これとあわせて考えなければならぬ問題は、そうしてだんだん上級者になってきてる職員の分布状況から

ある日見にないで一晩はやめていかなければならぬないような時代がくる。そういう現象を招こうとしているときに現在の級別定数に抑えられて、上級の地位になって、それぞれの課長あるいは局長というようなまれにしかないボス位に当る人は、きわめて少いことになるわけであります。こういう人々の救済はどういう形でなされるかということにつきまして、お答えを願いたいのです。

よほど大量の人が、長らく勤めていく
という点に対応し得る俸給表になつて
おる、このように考えております。
○畠田委員 上級者のうち、課長とか
局長とか、まれにしか当らないがスト
につく人はとんとんで、公務員試験に
パスして最短距離を歩んだ人々は若く
してやめなければならぬ。四十五、
六くらいでもう局長になり、あるいは
四十八、九で次官をやつてやめなけ
ればならぬ。年令的にはまだぎわめて
若い働き盛りに、下からどんどん詰まって
いつて高級職員のボストを去つてい
く、そういう形に追い込まれる。ところ
がさつきの例ではあります、今度
の新しい俸給表の等級で七等級に就任した人が、
そのままの形で進んでいつて、三年先
の延伸びをやつたとしても、合計して
三十八年であつて、これは六十歳近
い年令だ。一方は四十五、六で、あなた
の方局長さんとしてもうじきおやめに
なる年配にきておられると思うし、次
官としても五十歳にならぬうちにお
やめにならなければならぬという運命
にいっておるのである。こうした、これ
から四十の働き盛りで大いに貢献しよ
うという立場に立った人々、高級者は
もうやめてもらひ、また下級者は三万
二千までいくのには六十になるまで働
かなければ、ならぬというような、大き
な開きのできている俸給表のでき工合
というものをあなた方はいかがお考え

○瀧本政府委員 これは大山室長からも御説明のあつたところでござりまするが、今度の法律案の——これは人事院勧告も大同小異でござりまするが、大体現行の給与法における状態を平均化いたしまして、各等級といたしたことに出なつておるのでございまして、従いまして、大局的に見ますると、同じようなものでございます。先ほど、現在局長になっておる者はもう四十四、五でやめなければならぬというようなお話をございましたが、これは旧時代におきましてそういう慣行があったのであります。そのなごりがありますのでござりまするけれども、終戦後の状況を見ておりますると、やはり課長でも、局長でもあるいは次官でも、その就任する年令、あるいは在職年数といふものは漸次伸びておるのでござります。このようなことを考えてみますと、何もどんどん早くやめなければならぬというわけのものでもないような感じもいたします。それからまた、どうしても職務の段階があるのでござりますから、これは全部の人がみんなどちらにいくとは限らないのでありますけれども、ただ七等級に入られた方も刻苦精励されまして、やはり上の等級の資格者であるとするならば、全部のところをそろそろ歩かなくては、これは上位の等級に進み得るということもあるのございまして、その辺をおわせお話を願いたいと思います。

が、せんせしの程度の俸給をもたらすので、子供や妻を養うことさえもできなくなる。こういう大きな矛盾がある。しかかも高給者は局長とか課長、また次官になると、ただ一人というきわめて限られた級別定数の中で、長く局長にがんばつておると、あとから局長になれぬような人がある。そういうことで、上級者はその地位を利用して、天下り人事で、今度は民間会社あるいは公社、公團等の重要なポストへついている。そうしてそこで恩給をもらって新しい収入の道を開いておる。下級者の方は、その年令においてはまだ二万円前後の四苦八苦の生活をやっている。このようには、上級者と下級者の格差があるにひどいということです。これをもう少し縮めて、下級者の待遇をもう少し引き上げて、上級者をもう少し押える。民間給与も近ごろ大体そういう方向に進んでおると聞いておりますので、こうした格差の圧縮という方向に俸給表をお作りになる御用意はなかつたのか。そこまで十分お考えいただけて、現実の日本の公務員の実態というものを考えていただいて、立案をされなかつたのか、御答弁を願います。

しますか、いろいろこれは方法があるだろうと思いますが、人事院が勧告をいたしましたときには、民間においても、いわゆる御指摘のベース・アップ方式をとっているところの事業場といふものは減少している形になつておつて、むしろその他の方法をもつて給与改善をやつている方が多かつたようになります。そこで人事院といたしましても、結果においてはベース・アップになるけれども、いわゆるベース・アップ方式はとらなかつたのでござります。

○受田委員 大臣がお急ぎのようであれども、いわゆるベース・アップ方

式はとらなかつたのでございます。

○受田委員 大臣がお急ぎのようであ

れるので、私もきょうはもう間もなくこ

ちらを立たなければならぬ立場に立つ

ておりますので、大急ぎでごく短時間に質

問を終りたいと思うのですが、今総裁

の御答弁について、ここでいろいろま

た数字を上げて論争をする時間があり

ませんので、次の機会に譲りますが、

田中先生、おられますね。私最後に一

つ重大な結論を生み出したいために、

次のお尋ねを申し上げます。今いろいろ

御意見を伺つたのでござります

が、結局今回提出されたこの給与法案

の中には、明らかにいかに弁解をさ

れようとしても、ある程度の職階的な

性格を持つた俸給表をお出しになつ

た、これは否定できないと思うので

す。この問題は、公務員制度調査会の

答申の中にもあつた、職階制の実現を

はかつておる、その一翼としての考え

方ではないか、お答えをいただきま

す。

○田中(榮)政府委員 今回の給与ベ

スの改訂につきましては、公務員制度

全般の改正につきまして、一応そうい

うものには関係がないという考え方で

あります。

○田中(榮)政府委員 しかし結局、公務員制度

調査会が答申している職階の中に考え

られた管理職群というようなものが明

瞭に生み出される段階に來ておる。こ

れはさつき私がトップ・マネージメン

トでお尋ねしたように、すでにわれわ

れの方には、行政機構改革案の中に用

意されているのでもうかがえるのでござ

ります。

○田中(榮)政府委員 現在行政機構改

革案として提出しておりますものは、

いわゆる政治と事務とをはつきり区分

いたしまして、事務が政治に先行しな

いように、政治が必ず事務に先行し

て、政治によつて事務が進められる、

こういうようなトップ・マネージメン

トの関係を現わしておるのであります

て、特に国家行政の最高のところにお

きまするいわゆる運営をはつきりいた

したいと、かような点から、今回そし

したもののが行革案の中に織り込まれて

おるわけでござります。

○受田委員 ちょっとところで横道にそ

れますが、田中さん、あなたは旧官吏

制度の中にも、戦後特に一級、二級、

三級官といふものが設置されたことを

御記憶であろうと思うのですが、この

官吏の階級別觀念を植えつける残滓が

あります。これは松浦國務大臣の方が

からばあなたの方で今用意されてお

る、政府の方で用意されておる公務員

制度改革の基本構想について一應御答

弁して下さい。そうしないと安心でき

ます。

○松浦國務大臣 退職給与金の問題に

対しましては目下銃意検討中であります

から、成案を得次第御答弁したいと思ひます。

○受田委員 退職年金法に対する勧告

は、いつ出たか、大臣御存じでござい

ますか。

○松浦國務大臣 二十八年であります。

○受田委員 すでに四年たつております。

○松浦國務大臣 すよ。目下銃意検討中にしてはあまり

夜はまさにあけなんとしている。されど、薄給に甘んじた公務員は退職後

の行方もなく、その生活の補給金もなく、多くの妻子をかかえて四苦八苦し

て、薄給に甘んじた公務員は退職後

の行方もなく、その生活の補給

する優遇措置と、下級者に対する冷遇措置とが譲せられる危険があるということを私は指摘したいのでございま

す。従ってこれらの問題を根本的に解決するために、給与の全面的な統一をはかるところの措置をどういう形でおこなうか、これをまずお答え願

たい。

○松浦國務大臣 お答えいたします。

現行制度においては一般的の国家公務員については人事院の給与勧告の制度があり、また実施も人事院が行うことになつておりますから、これによつて統

一をとつていくことが一番いいのではないかと思うのであります。

○愛田委員 人事院によつては統一のできない分野のあることは、先ほど来各省にまたがる御答弁ではつきりしておるわけです。すなわち法務省の職員、防衛庁の職員その他外務公務員等の特別職の地位にある人々の問題は、一般職だけを管轄する人事院ではどうにも手のつけようがない、従つてこの各省にまたがりあらゆる分野にまたがつてゐる公務員の制度とその給与とのまとめ方を、何らかの形で努力すべきでないか。そこを私はお尋ねしておる。

○松浦國務大臣 国会であるとか裁判所であるとか防衛庁の特別職の国家公務員については、一般的の国家公務員と

均衡をとつてそれぞれ所管のところで取り扱うことになつております。これら

のことは望ましいことでありますから、これについては種々の問題があるの

で、今後検討して御期待に沿うように努力いたしたいと思つております。

○愛田委員 御期待に沿うように努力申し上げましたのは、一体人事院は給与体系の乱れについてどう

するということは非常に前進だと思うのです。そこで給与局長、総裁、いざ此事を私は指摘したいのでございま

す。従つてこれらの問題に触ることはあなたの方は忌避されるございましょうが、あ

るけれども、個人的見解としてでもある

なたの方の努力で何とかまとめられてお

られた方の所管内における問題は常にあ

るけれども、個人的見解としてでもある

なたの方の努力で何とかまとめられてお

られた方の努力で何とかまとめられてお

思うかと言われましたから、そういうお尋ねのように思いましたから、三公社五現業との関係を申し上げた。それではお尋ねについてまつた私

たく私は御同感に存じます。

○愛田委員 人事院総裁は同感であ

る。松浦さんは給与担当国務大臣とし

て一般職のみならず、広く特別職にわ

たり、すべての公務員の給与担当国務大

臣であると私は了解しているのです。

従つて地方公務員の場合は自治庁長官

もおられるが、それらの点に対しても

あなたはやはり関連しなければならぬ

と思うのです。ところがここではなは

だ——ちょっと待つて下さい。今の私の

質問に對して何か疑義があれば……。

○松浦國務大臣 地方公務員は國家公

務員に準するという意味における一つ

の指針を持たなければならぬであろう

と思うのですが、直接の関連は国家公

務員の担当だと思っているのですが、

間違っているでしょうか。

○愛田委員 あなたは給与担当国務大

臣を命ぜられるときに、どういう範囲

員関係の担当は、やはり自治庁長官がこれを担当されるものと私は心得ておられます。

○愛田委員 地方公務員だけは自治

長官、それから国家公務員全般につい

ては松浦先生、そういうふうに職務分

担がされておるのでですね。そこで、田

中副長官あなたが一番えらい方のよ

うに見えますが、これはきょう先ほど

お尋ねの方が——地方公務

員の給与についてたくさん用意してき

ておったのですが、それはおきますけ

れども、現在の公務員制度の上において

問題点となつてゐる自治庁長官とい

う地位にある人が、大臣という名稱を用

いて看板を掲げているということが、

この前私の発言で指摘されたのです。

○松浦國務大臣 総理は善処すると言つていていたが、二週間たつた今日、電話してみたが依然と

うことは公務員制度の上においても重

いふうに通俗的にいわれたのであるうと思うのであります。ただ看板といいますか標識の問題は、法律的にとやかく言う問題ではございませんで、これは御案内のように、自治庁というのは地方からたくさんの方が大せい押し室といつてありますから、そこで大臣大臣と言つておりますから、そこで大臣

は地方からたくさんの方が大せい押し室といつてありますから、そこで大臣

長官に会うときには、普通には大臣大臣と参ります。たゞ、そこで一応自治

長官に会うときには、普通には大臣大臣と参ります。

○愛田委員 あなたは内閣の番頭ではありますか。あなたの親方の部下の

お考へによるのでございませんから、こ

れは直接田中自治庁長官のお考へを承

り願いたいと思います。看板を書きかえ

るかどうかという問題は大臣の一つの

お考へによるのでございませんから、こ

れは直接田中自治庁長官のお考へを承

り願いたいと思います。看板を書きかえ

るかどうかという問題は大臣の一つの

お考へによるのでございませんから、こ

れは直接田中自治庁長官のお考へを承

り願いたいと思います。看板を書きかえ

るかどうかという問題は大臣の一つの

お考へによるのでございませんから、このまま見

る。時の大臣をかきに着て何ものもで

きないことはない。天下可ならざるは

なしというような感を持たれるような

総理府の外局の長官を、このまま見

る。時の大臣をかきに着て何ものもで

きないことはない。天下可ならざるは

なしというような感を持たれるような

感を持たれるような感を持たれるよう

な感を持たれるような感を持たれるよう

行なつたという工合にしか受け取れないのではありますか、この点はどうですか。

○大山政府委員 身分制というような考え方ではございませんので、それぞれの職務に基いての実態に即した昇給制度というように考えております。

○有馬(輝)委員 ものは言いようございまして、今の御説明では、私の質問いたしましたことに対するまともな回答にはならないと思うのですが、いま一度、御答弁をいただきたいと思います。

ます。科学技術振興対策特別委員会より当委員会に対し、研究技術公務員の処遇に関して申し入れがありました。

その申し入れの内容は、印刷して諸君のお手元に配付いたしておきましたので、小委員会等において御検討願いたいと存じます。

次会は来る四月二日火曜午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後八時五十三分散会

〔参照〕

○大山政府委員 現在十五級の運用におきまして、やはりそれぞれの職種に応じての制度ができると運用されているわけでございまして、それを基本にして、それぞれ各等級の号俸をきめたという考え方でございまして、別に身分によってどうこう、あるいはそれによつて耐用年数を伸ばしたということではございません。

○有馬(輝)委員 今まで各委員から諸般の問題については御質問がありましたので、私の方からは二、三の問題について御質問申し上げたのであります。が、最後に希望として申し上げておきたいことは、今の御答弁で納得できがないといふような面も多々あるわけでござりますから、小委員会におきましては、そいつた面について具体的に修正するような方向で、いろいろ意見を出したいというふうに考えておりまますので、それに対応する皆さんの考え方をまとめておいていただきたいと存じます。これを希望いたしまして、本日の私の質問は終りたいと存じます。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十二年四月一日印刷

昭和三十二年四月三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局